

## 意見の概要及びそれに対する考え方

意見募集期間：令和 8 年 3 月 30 日（月）～ 4 月 28 日（火）  
提出意見数：47 件

※ 今回の意見募集の対象は、次の 2 案です。

- ・「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」案（以下「知財取引指針」といいます。）（別紙 1－1）
- ・「契約書ひな形」案（別紙 1－2）

※ 「意見の概要」については、基本的に、提出された意見の表記を維持していますが、御意見を明確化する観点から一部省略するなどの編集をしている場合、また、意見提出者名等が特定され得る部分等について編集をしている場合があります。

※ 以下では、次の略称を用いています。

- ・「独占禁止法」・・・「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」をいいます。
- ・「取適法」・・・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」をいいます。
- ・「フリーランス・事業者間取引適正化等法」・・・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」をいいます。

(1) 知財取引指針案に対する意見について

No.	意見の概要	考え方
1	<p>独占禁止法違反に関する実効性の確保について、強く意見を申し上げます。</p> <p>契約書のひな形を整備したとしても、優越的地位にある大企業側にそれを遵守する意思がなければ、実質的な意味はありません。現場では取引関係の力関係が優先され、ひな形は無力なのが実情です。</p> <p>以下の点について制度及び運用の改善を強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優越的地位の濫用に関する調査・判断基準の明確化</li> <li>・一定の合理的疑いがある場合の迅速な調査開始の義務化</li> <li>・通報者へのフィードバックの充実及び透明性の向上</li> <li>・違反行為に対する行政指導・勧告の積極的な実施</li> <li>・反復的な違反に対する厳格な制裁措置の導入</li> </ul> <p>独占禁止法は、中小企業が公正な競争環境の中で事業活動を行うための重要な基盤です。その実効性が確保されなければ、市場の健全性は維持されません。</p> <p>現場の実態を踏まえ、制度が「存在するだけ」ではなく「機能するもの」となるよう、強く改善を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、「ひな形は無力なのが実情です。」との御意見に関して、知的財産権等を取り扱う取引におけるあるべき姿を実現する観点から、一方当事者の内規や従前の取引慣行を当然の前提としないことが重要であると考えており、その旨を知財取引指針の「基本的な考え方」に、また、対等な立場を前提とした取引を推進し、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点から、取引条件について十分に協議した上で決定することが望ましいと考えており、その旨を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」に示しています。これらの知財取引指針が示す考え方を実行する上で附属資料や知財取引指針で引用する契約書ひな形のモデル条項を参照することは有用と考えます。</p>
2	<p>冒頭「AI 技術の急速な進展により、データの経済的価値も一層高まっている」という、意味不明な一文が有るが、AI はその生成する大量の虚偽情報で、信頼性の有るデータを埋もれさせている。データの信頼価値を貶めている原因ではないか。こんな文章は削るべきだ。</p> <p>また、ノウハウ・アイデアという知的財産を、全て企業に属するよ</p>	<p>御指摘の記載は、データの重要性を示す観点から、その前提となるデータの経済的価値の高まりの背景事情を示したものです。</p> <p>御意見の趣旨も踏まえて、「はじめに」の「AI 技術の急速な進展により」との記載について、「デジタル化、IoT や AI 等の新技術の進展</p>

	<p>う保護する、というのは、間違っている。あくまで個人に属するものとして扱い、(企業からも)保護して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>等により」と AI 技術の進展以外のデータの価値の高まりの背景に関する追記を行う修正をしています。</p> <p>なお、知財取引指針は、主に、事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等に関し、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を示しています。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>
3	<p>事例を見る限り、優越的地位の濫用に当たる内容を書類等の証拠として残りやすい物を用いず、口頭での脅迫行為とも受け取れる様な契約を強いる場合が多い傾向にあると見受けられ、これ等の事例を減らす為にもガイドライン等の法的な拘束力に乏しく、自主規制を求めるのでは無く、法規制による罰則を設け、公平かつ健全な契約が行える環境を整える必要があると考えます。</p> <p>契約内容の文面において『優越的地位の濫用による公平性を欠いていないか』等を公正取引委員会による監査、又は弁護士等、法的機関の介入によって審査、認可を義務付け、契約内容の変更毎に申請し、内容に受託者、委託者双方にとって、公平であるか審査するべきであると考えます。</p> <p>公正取引委員会による公平性を担保しているかについての認定を受ける事をあらゆる企業に義務付けることが望ましいと思われれます。</p> <p>また、契約者側に不利な状況が起きる事を想定し、専用の窓口を設け、弁護士の仲介、弁護費用の軽減等の手当を受けられる制度の設立が必要であると進言します。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、「公平かつ健全な契約が行える環境を整える必要がある」との御意見に関して、当事者間の認識の齟齬<sup>そご</sup>を防ぎ、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましいと考えており、その旨を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。</p>
4	<p>『秘密情報が学習用データとして利用された場合、AI の出力に学習用データとして用いた秘密情報が出力される可能性が生じるとい</p>	<p>御意見として承ります。</p>

	<p>う問題』等の考えられる問題に関しては、可能性の話でとどまる範疇になく、国外では幾度と無く情報漏洩を起こしており、問題となっています。</p> <p>これに関しては、現状のAI技術、特に生成AI技術の抱える構造的欠陥であり、機密情報を取り扱う旨を含む契約内容、利用、学習に用いる事に同意を求めるのは時期尚早と考えるべき物であり『想定外の利用』や悪意ある第三者によって安易に情報漏洩を許す起因となると考えるべきでしょう。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
5	<p>p54とp63の出願干渉と共同研究開発等のそれぞれ注68と注80の、「なお、出願前に特許を受ける権利を譲渡した場合はその限りではない。」について、出願前譲渡があれば形式上は権利帰属が変わり得るとしても、その譲渡自体が優越的地位を背景として一方的に求められ、又は実質的な協議を欠いて受け入れさせられる場合には、何ら問題の解決にはならないはずです。</p> <p>ですので、脚注として例外的に触れるのではなく、本文において、「出願前譲渡がある場合であっても、その取得態様・対価・交渉経緯によっては独占禁止法上又は本指針上問題となり得る」旨を明記すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見の趣旨も踏まえて、第1の2「本指針の対象」の知財取引指針における用語整理表の「知的財産権」の定義に関して脚注を追記し、「特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。」と特許を受ける権利等が知財取引指針の知的財産権に含まれる旨を明記する修正をしています。</p> <p>また、第2の3(1)イ「基本的な対応方針」及び同(3)ア「基本的な考え方」の脚注において「共同研究開発の場面において、知的財産権の一方的帰属に関する要請等により、出願前に、特許を受ける権利等について不当な干渉を行う場合も独占禁止法等の問題となることにも留意が必要である。独占禁止法等の考え方については、後記第2の3(3)ウ(ア)「共同研究開発等における成果物の不当な帰属等」を参照。」など、特許を受ける権利等について、独占禁止法等の考え方を示している旨を明記する修正をしています。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>
6	「意見対象」	御意見として承ります。

<p>第2の1「情報の管理（ノウハウ等の取扱い）」、第2の2「価値の適切な評価」</p> <p>「意見内容」</p> <p>知的財産取引の根幹である「現場ノウハウ」の不可視な価値を正當に評価し、大企業の組織力に飲み込ませず、技術者が継続的に報われるインセンティブ構造を指針に明記すべきである。</p> <p>「理由」</p> <p>「現場ノウハウ」は知財の母体である。</p> <p>大企業が自社の宣伝力を背景に、個人の現場ノウハウを「大した技術ではない」と主観的に切り捨て、対価を一方的に下げる行為は、消費者保護の観点からも許されない。特許庁の判定制度等を応用した「公的な第三者評価・仲裁機構」を介在させ、情報の格差を利用した買い叩きを厳格に規制すべきである。</p> <p>一度きりの一括払いでノウハウを安く買い切り、後は「特許切れ」や「看板の力」を理由に技術者を切り捨てる社会では、優秀な人材は日本を去り、挑戦を諦める。市場で「跳ねた」際のロイヤリティ移行や、マイルストーンごとの追加対価といった、成功を分かち合うインセンティブ（報酬系）が不可欠である。</p> <p>「結論」</p> <p>公正取引の目的は、単なる違反の取り締まりではなく、「日本の宝である現場ノウハウ」を正當な対価で守り、技術者が誇りと実益を持って挑める環境を保証することにある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ノウハウ等の価値の適切な評価に関して、第2の1(1)イ「ノウハウ等の取扱い」において、「ノウハウ等は、企業の競争力の源泉になっている。ノウハウ等を一方の当事者が得ることは、相手方の成長機会を奪うことになる」こと、また、第2の2(1)「基本的な考え方」において、「知的財産権等の提供を受けるに当たっては、その創出に要した費用や将来的な利益等も考慮し、その価値を適切に評価した上で対価を決定すること。」と示しているため、既に明確であると考えます。</p> <p>独占禁止法違反行為に対しては、公正取引委員会において、厳正に対処いたします。</p> <p>御意見を踏まえ、知財取引指針の周知・啓発に努めてまいります。</p>
<p>7 指針の適用範囲（データの定義）が広すぎ、明確化が必要である。秘密情報の範囲定義を具体化すべきである。</p>	<p>御指摘の「指針の適用範囲（データの定義）」に関しては、知財取引指針の第1の2「本指針の対象」において、対象となるデータの具</p>

<p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>体例を示しており、また、御指摘の「秘密情報の範囲」に関しては、第2の1(1)ア「秘密情報の取扱い・秘密保持契約（NDA）の締結について」の脚注において、知的財産権等のうち秘密として管理する情報を「秘密情報」と定義しており、既に明確であると考えます。</p>
<p>スタートアップ特有の交渉力格差に配慮した記述を追加すべきである。 フリーランスの立場にも配慮した記述が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>知財取引指針は、特定の事業者や業種に対象を絞らず、事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等に関し、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を示したものであるため、原案どおりとします。</p> <p>なお、知財取引指針では、あらゆる立場の事業者が参照できる内容とするため、特定の分野に関する既存の指針等の内容や考え方を適宜引用しており、スタートアップとの取引に関して、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」を引用しています。</p> <p>また、知財取引指針の「独占禁止法等の考え方」において、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法における考え方を示しています。</p>
<p>「優越的地位」の判断基準をより具体化すべきである。 親子会社・グループ内取引への適用関係が不明確であり、整理すべきである。 違反時の対応フローを明示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御指摘の「「優越的地位」の判断基準」に関して、御意見も踏まえ、第1の4(1)「独占禁止法の基本的な考え方」の脚注に優越的地位の判断の考慮要素に関する追記を行う修正をしています。</p> <p>御指摘の「親子会社・グループ内取引への適用関係」に関して、御意見の趣旨を踏まえて、第1の4(1)「独占禁止法の基本的な考え方」の脚注に親子会社・兄弟会社間の取引が優越的地位の濫用等として規制の対象となるかの考慮要素に関する追記を行う修正をしています。</p>

		御指摘の「違反時の対応フロー」に関して、御意見の趣旨を踏まえて、第1の4(1)「独占禁止法の基本的な考え方」の脚注に独占禁止法違反時の処理手続に関する追記を行う修正をしています。
ノウハウ流出防止策について補足すべきである。	【匿名】	ノウハウ等の秘密情報の流出防止策については、知財取引指針第2の1(2)ア「自社が有する秘密情報の整理・管理」において示す「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値の向上に向けて～」(平成28年2月経済産業省)や、同エ「工場見学を受け入れる際の秘密情報の管理」の内容を御参照ください。
AI 学習用データの取扱いについて明記すべきである。	【匿名】	御指摘の「AI 学習用データの取扱い」に関して、知財取引指針第2の1(2)ウ「適切な範囲の NDA の締結」において、保護されるべき秘密情報が予期せぬ目的に使用され、また、第三者に提供される等、想定外の不利益を被る可能性(具体的には、秘密保持契約上 AI 学習目的が許容されていない場合における目的外利用の問題など)があることから、契約時に留意すべき点を事前に確認しておくことが望ましい旨を示しており、既に明確であると考えます。
ライセンス契約と譲渡契約の区別が曖昧であり、整理が必要である。	【匿名】	知財取引指針では、ライセンスと譲渡について必要に応じて、区別して示しています。 なお、ライセンス契約や譲渡契約といった取引の形態について、お互いが納得できる取引の形態を選択することが重要であると考えており、第2の2(2)イ「知的財産権等の取引形態の選択」において、その旨を示しています。
対価算定方法の指針をより明確にすべきである。 レベニューシェアの具体モデルを提示すべきである。 知財評価(バリュエーション)の参考指標を提示すべきである。		御意見として承ります。 なお、レベニューシェア方式を活用した実践例として、「実践例2-18」を示しています。

<p>無形資産の評価困難性への対応が不十分であり、簡易評価手法を提示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>また、知財評価の参考指標を一概にお示しすることは困難ですが、第2の2(2)ウ「知的財産権等の価値評価手法」において、特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウについて、技術分類・産業分類毎のロイヤルティ料率の実態を調査した政府文書などを示しています。</p>
<p>成果物の二次利用に関するルールを明確化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見の趣旨も踏まえ、第2の2(2)カ「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価の明確化」の脚注に「知的財産権等の二次利用等について、その対価及び許諾等の手続を明確化すべきである旨（第2の10(4)②）が示されている。」と受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づく振興基準の規定を追記する修正をしています。</p>
<p>オープンイノベーションに配慮した記述を充実させるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、オープンイノベーションに関して、第2の3(3)イの「基本的な対応方針」において、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」を示しています。</p>
<p>NDA未締結での情報開示要求を明確に問題行為と位置付けるべきである。</p> <p>権利不行使条項の扱いが曖昧であり、明確化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>NDAの締結の有無を問わず、第2の1(3)ア「ノウハウ等の一方的な開示要請」に記載のとおり、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、技術情報等の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがあります。</p>

	<p>なお、御指摘の「権利不行使条項」に関して、第2の2(3)イ(エ)「著作人格権の不行使条項の設定」において、著作人格権の不行使条項の設定が優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがあることを示しています。</p>
<p>無償提供の強要に関する事例をさらに追加すべきである。  データ取引に関する具体例をより充実させるべきである。  業種別の具体例を示すことが望ましい。  下請構造における多重関係にも言及すべきである。  デジタルプラットフォーム事業者の責任にも触れるべきである。  不当な契約慣行の具体事例をさらに公開すべきである。  データ共有と競争政策の関係を整理すべきである。  契約更新時の扱いについても指針を示すべきである。  中小企業の成功事例を紹介すると有益である。  試作品・検証段階の知財取扱いへの配慮が不足しており、具体例を追加すべきである。  継続取引における条件変更圧力の問題が軽視されており、補強が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」や「実践例」において示している事例は、令和7年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査等で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>また、御指摘の「業種別の具体例」に関して、各事例にはいずれの業種におけるものであるかを併記しています。</p> <p>御指摘の「中小企業の成功事例」に関して、「実践例」においては、「基本的な対応方針」及び「競争政策上の望ましい対応」に向けて参考になると考えられる事例を示しており、この事例の中には、中小規模の事業者に関する事例も含まれます。</p> <p>なお、御指摘の「試作品・検証段階の知財取扱いへの配慮」に関して、第2の2(5)「実践例」において、「技術検証・技術指導、試作品製造等に関して対価を得ている事例」を示しています。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>
<p>交渉過程の圧力の可視化が不十分であり、具体的な証拠例を示すべきである。  口頭合意に依存する慣行への対策が弱く、書面化原則を強化すべきである。  不当条項の修正プロセスについての実務指針が必要である。  実施許諾範囲の拡張に関する圧力への対応が弱い。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、当事者間の認識の齟齬<sup>そご</sup>を防ぎ、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、書面で明示するなど、記録に残しておくことや当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定することが望ましいと考えており、その旨を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。</p>

<p>価格決定過程の透明性確保に関する具体策が不足している。 技術評価を発注側に依存する構造への対策が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>また、御指摘の「実施許諾範囲の拡張に関する圧力」に関して、知的財産権等の提供の範囲等を踏まえ、当該知的財産権等の価値を適切に評価することが重要であると考えており、その旨を第2の2(1)「基本的な考え方」において示しています。</p>
<p>中小企業が相談しやすい窓口を強化すべきである。 紛争解決手段（ADR等）について案内を追加すべきである。 早期相談制度の整備を検討すべきである。 中小企業側の交渉力強化支援策を併記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の「早期相談制度の整備」に関して、第3「相談・支援体制」に示す各種窓口の活用も御検討ください。</p> <p>御指摘の「紛争解決手段（ADR等）」に関して、全国47都道府県に設置されている取引かけこみ寺においては、取引に係る紛争を迅速・簡便に解決するため、調停人（弁護士）による調停手続（ADR）を行っています。</p> <p>また、御指摘の「中小企業側の交渉力強化支援策」に関して、全国47都道府県に設置されている、中小企業等の様々な経営相談に無料に対応している「よろず支援拠点」に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、中小企業等の価格交渉・価格転嫁を後押ししています。</p>
<p>指針の周知活動を積極的に行うべきである。 教育・研修用途での活用促進を図るべきである。 指針違反の典型パターンを図示すると理解が深まる。 指針の要約版を作成し普及させるべきである。 中小企業の実務負担への配慮が不足しており、簡易運用指針を併記すべきである。 指針が抽象的で現場判断が困難であり、判断フローチャートを追加すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見を踏まえ、知財取引指針の周知・啓発に努めてまいります。</p>

<p>実態調査の継続実施を求める。  実効性確保のための監視体制強化を求める。  実効性確保のための具体的なペナルティ設計が欠けている。  【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。  知財取引指針で示された独占禁止法上の考え方を踏まえたモニタリング・フォローアップを目的とした取引実態の調査を実施した上で、その結果を公表する予定です。  なお、独占禁止法違反行為に対しては、公正取引委員会において、厳正に対処いたします。</p>
<p>海外企業との取引についても言及すべきである。  知財の帰属に関する不当条項の例をより詳細に示すべきである。  実務担当者向けのチェックリストを付属させるべきである。  英語版の整備を推進すべきである。  定期的な見直しを前提とすべきである。  契約締結前の情報提供ルールを整理すべきである。  知財の「暗黙的移転」への対応が弱く、明確な禁止類型を設けるべきである。  契約不締結状態での取引慣行への言及が不十分であり、明確に規律すべきである。  共同開発における責任分担の整理が不十分であり、標準的な分担例を示すべきである。  交渉打ち切り時の情報利用制限が曖昧であり、明確化が必要である。  契約終了後の知財利用に関する規律が不十分であり、具体的基準を示すべきである。  データ加工・派生データの帰属整理が不十分であり、明確化が必要である。  契約交渉の初期段階における情報非対称への配慮が不足している。  交渉力格差の測定指標がなく、判断が恣意的になり得る。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

	<p>成果物検収前の権利帰属に関する整理が不十分である。  国際共同開発における準拠法問題への配慮が欠けている。  ベンチャー投資契約との関係整理が不十分である。  知財担保取引への言及がなく、補足が望ましい。  委託・準委任の違いによる知財帰属の差異が整理されていない。  再委託時の知財管理についての規律が不足している。  技術情報の段階的開示に関する指針が不足している。  検討段階でのアイデア持ち逃げ防止策が弱い。  データ共有契約と個人情報保護との関係整理が不足している。  独占的ライセンスの濫用リスクへの言及が不足している。  成果報酬型契約における不公平リスクの分析が不足している。  長期契約による拘束の問題に対する視点が不足している。  契約言語（日本語／英語）の違いによる不利の問題が考慮されていない。  中途解約時の精算ルールの指針が不足している。  データ削除・返還義務の具体化が不十分である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
8	<p>1. 指針（案）について</p> <p>本指針（案）の目的は、「知的財産権等の取引環境の整備によりイノベーションを促進する」ことであり、優越的地位の濫用によってイノベーションが阻害されることを防ぐ観点から、指針において基本的な考え方や事例を示すことは有意義な取組であると考えます。一方で、本指針（案）が、日本における事業者間取引やオープンイノベーションにおいて、探索的・試行的な協業が選択されにくくなるような事態を招かないよう、以下の点について要望します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見 1-1 に関して、知財取引指針の第 2 の 1(2)「基本的な対応方針」において、NDA 締結の必要性・重要性を正しく理解した上で、適切に、自社の秘密情報を整理・管理するとともに、NDA を締結する必要がある旨を示しており、原案どおりとします。</p> <p>御意見 1-2 に関して、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和 7 年度に実</p>

#### 1-1. NDA 締結について

NDA の締結が自社の秘密情報を保護する上で重要である点については、指針（案）に記載のとおりと考えます。

もっとも、実務上は NDA を締結すること自体が目的化してしまい、契約締結の目的や前提の事前共有、契約内容の理解や遵守が十分になされていないケースも見受けられることから、NDA 締結にとどまらず、契約の目的や前提の合意形成や契約内容の理解及び適切な運用の重要性について、より踏み込んだ注意喚起がなされることが望ましいと考えます。

#### 1-2. 事例の拡充について

実務においては、取引当事者双方が事業目的の達成に向けて様々な要請を行う中で、相手方が当該要請をどのような判断や事情のもとで受諾したのかを外形的に把握することは必ずしも容易ではありません。本指針（案）では、問題となり得る事例が多く示される一方で、取引の円滑化や技術実装等の観点から「正当な理由がある」と評価され得る事例の記載が相対的に少ない印象を受けます。

正当な理由が認められる事例の記載が乏しい場合、当事者間の協議が停滞したり、発注者が過度に慎重になることで取引スピードが低下したりするおそれも懸念されるため、この観点からも、問題のない事例と問題のある事例の双方をより充実して示すことを要望します。

【団体】

施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、また、正当な理由の有無については個別の事例ごとに判断されるものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。

なお、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定する等の対応が望ましいと考えており、望まれる対応を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。

9	<p>「優越的地位の濫用」については、生成 AI を起因としてこの数年で悪化しています。あくまでも生成 AI は「データの二次利用」ということも明らかにされているにもかかわらず悪質化しています。</p> <p>生成 AI をどうしても使用し浸透させるなら、相応の罰則と規則、規制をきちんと設けてください。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	御意見として承ります。
10	<p>I. 第2の「3 その他の行為類型」の「(2) 知財訴訟等のリスク転嫁」について (p56 以下)</p> <p>本項目に関しては、全体的に、詳細な検討に基づく指針及び適切な契約書ひな形が提供されており、現在の産業界における深刻な課題の一つを解決し、公平な競争環境を構築するための施策として大いに寄与するものと思われますので、謹んで支持の意を表明させていただきます。</p> <p>ただし、「(ウ) 受注者に帰責事由がない場合の協力・補償」(P57) については、削除又は修正が必要と思われます。</p> <p>(ウ) には「受注者に帰責事由がないにもかかわらず、第三者が受注者を相手に訴訟を起こしたときは、原則として、発注者は、受注者からの、目的物の仕様等の決定に係る経緯や受注者に対する指示の内容等を開示する旨の要請や、当該紛争によって受注者に生じた第三者への損害賠償についての求償等に応じなければならない」とありますが、このようなケースは必ずしも発注者の責任とは言えません。また、「目的物の仕様等の決定に係る経緯」の開示を求めることは、発注者や第三者の秘密情報が含まれる可能性があると思われるからです。</p> <p>II. 「防禦条項」「権利不主張条項」等による不当な権利吸い上げや</p>	<p>御意見 I. の第2の3(2)ア(ウ)「受注者に帰責事由がない場合の協力・補償」に関する記載について、受注者は発注者の指示に基づいて製造等を行う関係にあることを踏まえると、受注者に帰責事由がない場合には発注者が何らかの帰責性を有する場合が相当程度あると思われること、また、発注者が優越的な地位を背景として帰責性がない旨主張して受注者への協力を拒んだ場合、帰責事由の無い受注者が訴訟対応を一方的に負担することになる等、不合理な結果をもたらす可能性があります。また、「目的物の仕様等の決定に係る経緯」の開示を求めることは、発注者や第三者の秘密情報が含まれる可能性があるという点については、当該箇所ですしている考え方はあくまで原則であり、第三者からの訴訟対応で必要な程度での情報開示について、当事者間で具体的な調整をすることは可能であるため、原案どおりとします。</p> <p>御意見 II. に関して、知財取引指針で示された独占禁止法上の考え方を踏まえたモニタリング・フォローアップを目的とした取引実態の調査を実施する予定であり、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p>

### 棄損について

購買基本契約や実施許諾契約等の取引契約において、権利不行使条項 (NAP: Covenant not to assert or sue) や防禦解除条項 (Defensive termination) が一方的に規定される事例が、市場において今なお散見されるように思われます。

これらの条項が、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるものである場合には、優越的地位の濫用 (独占禁止法第2条第9項第5号) として、独占禁止法により規制されるべきと考えますので、当局におかれまして再度市場の実態をご調査の上、本件指針 (若しくははその更新版) において規定されることを御検討いただきたく、謹んでご進言申し上げます。

### III . 「集団ライセンス交渉 : LNG」による不公平な競争環境の構築について

近年、メンバーを代表して直接特許権者とライセンス交渉することを目的に設立された業界の実施者団体 : License Negotiation Groups (LNG) による標準規格必須特許のライセンス交渉活動について、欧州の自動車メーカーが中心になり競争法上のクリアランスを求めて、各国・地域の競争法当局に見解を求め、一部の国・地域において見解が公表されるという事態が認識されております。

LNG は必ずしも優越的地位の濫用等の文脈で議論されるものでないため、本件意見募集稿では、LNG に関する考え方や指針は示されておりませんが、本件に関連する可能性があるものと思われま

【事業者】

なお、御指摘の「権利不行使条項」に関して、第2の2(3)イ(エ)「著作人格権の不行使条項の設定」において、著作人格権の不行使条項の設定が優越的地位の濫用 (独占禁止法第2条第9項第5号) として問題となるおそれがあることを示しています。

その他については、御意見として承ります。

<p>11</p>	<p>意見 1</p> <p>対象箇所： 第 2 の 2 ( 2 ) カ「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価の明確化」</p> <p>意見：</p> <p>本指針は附属資料として秘密保持契約書、開発委託契約書、製造委託契約書、共同開発契約書のひな形を掲載しているが、イラスト・デザイン・写真・文章等の情報成果物作成委託に対応した契約書ひな形が含まれていない。</p> <p>文化庁が実務研修会において公開している契約書ひな形への案内はない。</p> <p>情報成果物作成委託に従事するフリーランスのクリエイターが本指針を実務で活用するためには、附属資料への情報成果物向け契約書ひな形の追加、又は上記文化庁ページの明示的な参照先としての追記を求める。</p> <p>意見 2</p> <p>対象箇所： 第 2 の 2 ( 3 ) イ ( エ ) 「著作者人格権の不行使条項の設定」(p. 43)</p> <p>意見：</p> <p>同一性保持権は、著作物の内容・題号を著作者の意に反して改変されない権利であり、イラストレーター・写真家・文筆家等のクリエイターにとって氏名表示権と同等以上に重要な権利である。</p> <p>実務上、著作者人格権の不行使条項は同一性保持権を含む形で一括して設定されることが多く、これにより著作者は成果物の無断改変を拒否できなくなる。</p> <p>成果物が無断改変された状態で公表されることは、クリエイターの</p>	<p>意見 1 に関しては、御意見の趣旨を踏まえて、第 2 の 2 ( 2 ) カ「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価の明確化」の脚注に「文化芸術分野の適切な契約関係構築のため、契約書ひな形等を公開している（「芸術家等実務研修会の実施」）。」と追記を行う修正をしています。</p> <p>意見 2 の事例の拡充に関しては、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和 7 年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>その他、附属資料の契約書ひな形に関しては、No. 43 の御意見に対する考え方を御参照ください。</p>
-----------	---	---

	<p>作品の完成度・クオリティ・統一感の低下につながり、クリエイターのブランディングの低下、評判の低下につながるおそれがある。また、別パターン制作等の追加受注の機会喪失という経済的不利益にも直結する。</p> <p>このような条項を発注者が一方的に契約に組み込む行為は、本指針が問題とする「優越的地位の濫用」に該当し得るのではないか。</p> <p>問題事例に同一性保持権の不行使条項に関するものを追加するとともに、本項の解説においても氏名表示権に限らず同一性保持権を含む著作者人格権全体について記述することを求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
12	<p>賛成の立場を基本としつつ、その適用範囲及び実効性の観点から、一定の修正・補強を求める意見を述べます。</p> <p>第一に、対象となる「データ」の範囲に関し、「個人の人格的利益と密接に関連するセンシティブデータ」を明示的に位置付けるべきです。これらのデータは、一度不適切に利用・拡散されると回復が困難であるため、通常の取引データとは異なる水準の保護が求められます。</p> <p>第二に、「有効な同意」の要件を明確化・厳格化することが必要です。具体的には、利用目的の限定的かつ具体的な特定、第三者提供の有無及び範囲の明示、同意撤回の権利の確保、関係性の変化に応じた再同意の要否等を指針上明確にし、形式的同意に依拠した過度な利用を抑制すべきです。</p> <p>第三に、「優越的地位」の解釈について、経済的・取引上の優位性に加え、心理的・関係的要因も考慮し得る旨を補足することが望まれます。個人間においては、形式的には対等であっても、実質的には拒</p>	<p>一つ目の御意見については、知財取引指針は、特定の事業者や業種に対象を絞らず、事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等に関し、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を示したものであるため、原案どおりとします。</p> <p>なお、三つ目の御意見である優越的地位の判断に当たっては、取引依存度、市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮し、個別の事案に応じて判断されます。御意見も踏まえ、第1の4(1)「独占禁止法の基本的な考え方」の脚注に優越的地位の判断の考慮要素に関する追記を行う修正をしています。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>

	<p>否が困難な状況が生じ得るため、そのような実態を適切に評価できる枠組みが必要です。</p> <p>第四に、被害発生時の対応に関する実務的指針を補足することが重要です。削除要請の方法、相談窓口、関係機関との連携等について一定の道筋を示すことで、指針の実効性を高めることが期待されます。</p> <p>さらに、現行の知的財産制度は創作物の保護に重点を置いています。個人に関するデータについては、権利の帰属やコントロールの在り方が必ずしも十分に整理されていません。現実のデータ利用の多様化及び個人の権利保護の観点から、さらなる充実が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
13	<p>生成 AI に対して懸念が増えている今、契約により、何をどこまで許可するか、何をどこまで拒否するか、といった点を明らかにするのは重要なことです。</p> <p>生成 AI に頼り過ぎて契約違反をするような業者・企業を罰する法律も設けてもらいたいです。</p> <p>ガイドラインや契約書のひな型の作成は勿論ですが、違反した者・契約書をおろそかにする者に対して、二度とそのような事が起こらないように罰則を設けると共に、被害者を救済する措置を用意してもらいたいです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、当事者間の認識の齟齬<sup>そご</sup>を防ぎ、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定することが望ましいと考えており、その旨を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。</p>
14	<p>本指針案が目指す取引適正化とイノベーションの促進には全面的に賛同いたします。しかし、現行案は「発注者が常に優越的地位にある」という前提に立っており、IT システム等の長期委託において発生する「ベンダーロックイン」などの取引の実態が十分に反映されてい</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見 1. の優越的地位の考え方について、第 1 の 4(1)「独占禁止法の基本的な考え方」に示しているとおおり、優越的地位の濫用は、自己の取引上の地位が相手方に対して優越している一方当事者が、取引の</p>

ない印象を受けます。それを踏まえ、以下3点意見を提出いたします。

1. 「取引上の地位の優越」は、単なる企業規模の比較ではなく、取引依存度や代替可能性、蓄積されたノウハウによる切替コスト等の実態に即して判断されるべきものであるところ、特に IT 分野等では、受注者がシステム等に関する情報を独占することで発注者に対し優越的な地位を築く場面が多々あります。本指針が発注者の正当な情報開示要請を封じ込めるための戦略的な主張に利用されないよう、受注者が優越的地位にある場合も同様に濫用規制の対象となり得ることを総論で改めて明確していただきたい。

2. 長期継続的な取引において、発注者がベンダーロックインを解消し、他社への切替えや内製化による合理化を検討するために必要な技術情報の開示を求める行為は、市場競争を維持するために不可欠な正当な事業活動です。独占禁止法上の考え方によれば、商品の価格に情報提供の対価が当初から反映されている場合ないしは、契約締結当時、受注者が発注者による将来的な保守運用に協力する旨を合意していたような場合には、事後的な開示要請は違法な行為には当たらないと考えているがどうか。本指針においても、ベンダーロックインの解消と保守や移管に必要な情報の開示要請について、優越的地位の濫用への該当・非該当について基準・考え方、例などを明示していただきたい。

3. 本指針案が用いる「合理的に必要な範囲」という基準は、情報の非対称性が存在する実務環境に即して運用される必要があります。切替えに必要な情報の構造は開示を受けるまで発注者には見えなため、開示前に範囲を厳密に特定することは困難です。したがって、この判断は事後的な結果論で行うのではなく、要請時点で発注者が目的

相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を禁止するものであり、受注者が優越的地位にある場合も排除されません。この判断に当たっては、取引依存度、市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮し、個別の事案に応じて判断されます。御意見も踏まえ、第1の4(1)「独占禁止法の基本的な考え方」の脚注に優越的地位の判断の考慮要素に関する追記を行う修正をしています。

御意見2.のうち事例の拡充に関して、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和7年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。

なお、御指摘の「商品の価格に情報提供の対価が当初から反映されている場合」について、個別の取引における具体的な事情を総合的に考慮して判断されるものでありますが、知財取引指針の第2の1(3)ア(ア)「一方的な開示要請(技術情報)」において、技術情報の無償提供等について、優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項第5号)として問題となるおそれがある旨を示すとともに、脚注において、正当な理由に関して、「当該経済上の利益が、ある商品の販売に付随して当然に提供されるものであって、当該商品の価格にそもそも反映されているようなときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用の問題とはならない。」ことを示しています。

	<p>との対応関係を合理的に説明できていたかというプロセスを重視するものであることを明確にしていきたい。厳格な特定を求めれば、発注者は濫用認定を恐れて正当な情報請求を控えるようになり、結果として既存受注者への依存を後押しすることになり妥当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御指摘の「将来的な保守運用に協力する旨を合意していたような場合」については、一般論として、その内容が明確になっておらず、取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となり得ることに留意が必要です。</p> <p>また、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定することが望ましいと考えており、その旨を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。</p> <p>御意見3.の「合理的に必要な範囲」については、知財取引指針の第2の1(1)イ「ノウハウ等の取扱い」において、「取引の本来の目的に照らして合理的に必要なと考えられる範囲を超えて、相手方の有するノウハウ等の提供を求めない」旨を示しているところ、「合理的に必要なと考えられる範囲」は、提供要請時点における「取引の本来の目的」を考慮して個別の事案ごとに判断されるものであり、原案どおりとします。</p>
15	<p>AI へのデータ提供という面で、最近では事業者が従業員の身体的データを収集すると発表されました。</p> <p>雇用や取引契約においては情報だけではなく、このような身体的データの取扱いについても盛り込んだ方がいいのではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、知財取引指針は、主に、事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等に関し、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を示しています。</p>
16	指針 全般について	<p>知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和7年度に実施した知的財産権・ノウ</p>

	<p>発注者は、自身の事業目的を達成するため受注者に様々な要請を行うが、受注者側がどのように考えて個々の要請を受諾したのかは通常知り得ない。従って、自身の要請がどのような場合に正当な理由がないとみなされてしまうのか、発注者は十分注意しなければならないところ、本指針では、発注者側が注意すべき「問題となり得る事例」が多く列挙される一方で、正当な理由とみなされる事例についての記載やバリエーションが極めて少ない。本指針の目的は「知的財産権等の取引環境の整備によりイノベーションを促進する」ことであり、本指針が逆に日本における事業者間の取引やオープンイノベーションを委縮させるようなことにならないよう、正当な理由とみなされる事例についての記載やバリエーションを追記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>ハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、また、正当な理由の有無については、個別の事例ごとに判断されるものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定する等の対応が望ましいと考えており、望まれる対応を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。</p>
17	<p>指針 P34 において「当該知的財産権等についても、あらかじめその対価・帰属等の取引条件を明確化することや協議をすることが重要である。」と記載されているところ、契約においては個別の対価の明確化が困難な場合がある。よって、「重要である」という表現から「必ず対価を明確にしなければならない」との誤解が生じることを避けるために、「望ましい」といった程度に緩和し、柔軟性を持たせるべき。厳格すぎる表現を避け、実務上、多様な取引状況に対応できるようにするため。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>御指摘の記載について、「当事者間における認識の齟齬<sup>そご</sup>」を防ぐためにも、明確化が困難な場合における取扱いも含めて、少なくとも協議をすることは重要であるため、原案どおりとします。</p>
18	<p>指針 P56「3 その他の行為類型」の「(2) 知財訴訟等のリスク転嫁」に関して、全体的に、詳細な検討に基づく指針および適切な契約書ひな形が提供されており、現在の産業界における深刻な課題の一つを解決し、公平な競争環境の構築するための施策として大いに寄与</p>	<p>知財取引指針の第2の3(2)ア(ウ)「受注者に帰責事由がない場合の協力・補償」に関しては、No. 10 の御意見に対する考え方を御参照ください。</p>

	<p>するものと思われまので、謹んで支持の意を表明させていただきます。</p> <p>ただし、「(ウ) 受注者に帰責事由がない場合の協力・補償」(p.57)については、削除または修正が必要と考えます。</p> <p>(ウ)には「受注者に帰責事由がないにもかかわらず、第三者が受注者を相手に訴訟を起こしたときは、原則として、発注者は、受注者からの、目的物の仕様等の決定に係る経緯や受注者に対する指示の内容等を開示する旨の要請や、当該紛争によって受注者に生じた第三者への損害賠償についての求償等に応じなければならない」とありますが、(ウ)のようなケースは必ずしも発注者の責任とは言えません。また、「目的物の仕様等の決定に係る経緯」の開示を求めることは、発注者や第三者の秘密情報が含まれる可能性があり、過度な要求となる場合があります。</p> <p>例えば、(ア)の条項との整合性を取るため、「(ウ) 第三者が受注者に訴訟を提起した場合の協力・補償」と見出しを修正した上で、本文を「発注者にのみ帰責事由がある場合に、第三者が受注者を相手に訴訟を起こしたときは、・・・」と修正することを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
19	<p>これまで公正取引委員会、中小企業庁、特許庁にて取りまとめたこられた関連の調査報告書、指針、マニュアル、ハンドブック、契約書ひな形などの内容が、分かりやすくコンパクトにまとめられ、また、リンクが張られ必要に応じて追加資料を参照しやすくなっている点で、全体としては大変よい内容であると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、知財取引指針第2の3(1)ア「基本的な考え方」の「あるべき姿」における記載について、「取引とは直接関係のない又は受注者等が独自に開発した発明その他これに係る独自の改良発明等の出願、登録等について、共同出願を強制的に求めたり、事前報告や出願等の内容の修正を求めるなど、企業が単独で行うべき出願等に干渉しないこと。」と追記を行う修正をしています。</p>

中小事業者のみならず、中小事業者から相談を受ける立場の専門家にとっても、参考資料として使い勝手がよいものであると考えます。このような資料をまとめて下さったことに感謝します。

指針案第54頁「(1) 出願干渉」「イ 基本的な対応方針」第2段落の「このため、発注者は、出願干渉によって共同出願としたとしても、発注者側の従業者に特許法上の「発明者」が存在せず、発注者が特許を受ける権利を有しない場合には、その特許出願は特許を受けることができない又は無効とされるものであることに留意しなければならない。」につき、共同出願を行う場合には、たとえ発注者による干渉があり受注者が不本意に同意したのだとしても、受注者から発注者へ特許を受ける権利の一部移転がなされていないケースはあまり想定しにくく、特許が無効になるケースはかなり限られるのではないのでしょうか。脚注68において「なお、出願前に特許を受ける権利を譲渡した場合はその限りではない」として触れられていますが、出願干渉における問題は無効か否かだけでなく、不当な圧力によって特許を受ける権利の一部譲渡に同意し共同出願となってしまうこと自体にあります。第55頁の事例3-1は契約の締結として書かれてはいますが、この事例に該当します。ですが、「ア 基本的な考え方」において共同出願への言及がないため、事例との対応関係も分かりにくいように思います。

そこで「共同出願を強制的に求めたり、事前報告や出願等の内容の修正を求めるなど、企業が単独で行うべき出願等に干渉しないこと。」といった形で出願干渉の類型として明示してはいかがでしょうか。

「イ 基本的な対応方針」においては、受注者側での特許出願に対する不適正な干渉をすべきでない点の説明をする方がよいのではない

加えて、第2の3(1)ウ「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」の脚注に、「共同出願を要請することを含む。独占禁止法等の考え方については、後記第2の3(3)ウ(ア)「共同研究開発等における成果物の不当な帰属等」を参照。」などと追記する修正をしています。

なお、御指摘も踏まえ、第2の3(1)イ「基本的な対応方針」の脚注を含めて特許権を受ける権利に関する修正を行いましたので、その点については、No. 5の御意見に対する考え方を御参照ください。

その他については、御意見として承ります。

	<p>でしょうか。ロジックとしては、第43頁の「(エ) 著作者人格権の不行使条項の設定」と同様な考え方を適用できるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
20	<p>指摘せざるを得ないのは、本案が極めて安全運転に寄り過ぎている点である。知的財産取引における問題は、既に長年にわたり繰り返し指摘されてきたものであり、論点自体は出尽くしている。それにもかかわらず、本案はそれらを再整理したにとどまり、「では何を考えるのか」という核心部分が曖昧なままである。</p> <p>次に、本案の記述は全体として「望ましい」「期待される」といった表現が並ぶが、現実の取引はそのような前提で動いていない。むしろ問題は、善意に依存できない状況であるからこそ発生している。</p> <p>本案には「なぜこれまで是正されてこなかったのか」という検証の視点が欠けている。過去にも類似のガイドラインや注意喚起は存在したが、結果として取引慣行は大きく変わっていない。この事実に対する総括がないまま、同種の文書を積み増しても、効果が限定的であることは容易に想像できる。</p> <p>また、問題となる取引慣行の記述についても、踏み込みが不十分である。本来であれば、包括的権利譲渡の強要や対価の一方的決定といった行為について、「原則不適切」と明確に位置付けるべきところ、現行案ではあくまで“留意事項”の域を出ていない。この曖昧さは、発注側にとって都合よく解釈される余地を残すものであり、結果として現状維持を助長する。</p> <p>加えて、対価算定に関する記述の弱さも看過できない。知的財産の価値評価が難しいことは周知の事実であるが、それを理由に具体化を</p>	<p>御指摘の「「なぜこれまで是正されてこなかったのか」という検証の視点が欠けている。」に関して、知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（令和8年3月）に「これまでに根付いた商慣習により、問題意識を抱くことができず取引先からの要請に応じてきている中小企業も一定数存在する可能性がある」と示しているとおり、事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等に関する問題の所在を認識するに至っていない事業者が一定数存在する可能性があると考えており、知財取引指針が広く普及し、遵守されることが期待されます。御意見を踏まえ、知財取引指針の周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>御意見3.の事例の拡充に関しては、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」や「実践例」において示している事例は、令和7年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査等で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、御意見1.の独占禁止法違反の該当性に関して、知財取引指針の第1の4(1)「独占禁止法の基本的な考え方」において示したとおり、「独占禁止法上問題となるかどうかは、個別の事案ごとに判断され</p>

	<p>避けているように見える。しかし、その「難しさ」こそが買い叩きの温床になっているのであり、ここに踏み込まない限り状況は改善しない。</p> <p>さらに問題なのは、救済手段の実効性である。相談窓口等への言及はあるものの、利用した場合にどの程度現実的な解決につながるのかが不透明である。</p> <p>以上を踏まえ、以下の改善を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 問題行為の明確な線引き（レッドライン化）と、その根拠の明示</li> <li>2. 交渉力格差を前提とした評価枠組みの導入（形式的合意の限界の明記）</li> <li>3. 対価算定に関する具体的指針の拡充（考慮要素・事例の提示）</li> <li>4. 救済手段の実効性向上および利用促進のための制度設計の明確化</li> <li>5. 過去施策の効果検証と、それを踏まえた本案の位置付けの明示</li> </ol> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>る」ものであり、「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」における「各事例の行為が、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」行われる場合に優越的地位の濫用として問題となります。独占禁止法の違反行為を未然防止する観点から、知財取引指針が遵守されることが期待されます。公正取引委員会としては、独占禁止法違反行為に対しては、厳正に対処してまいります。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>
21	<p>NDA のひな形や社内標準の提示は、交渉を効率的に進めるための一般的な実務慣行です。指針案が「自己の内規のみを理由として」条件を押し付けることを問題視する趣旨は、ひな形の提示そのものを否定するのではなく、その条項の合理性について十分な説明を欠いたり、相手方の修正提案を特段の理由なく一切拒絶したりする「交渉態度」を指すものと理解しております。実務上の萎縮を防ぐため、十分な理由説明と交渉機会の確保が行われている限り、ひな形の提示やひな形の内容のままでの締結自体は問題視されないことを確認したいです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御理解のとおりです。自社の既存のひな形を活用する場合であっても、それを当然の前提としないことが重要であり、また、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定することが望ましいと考えます。</p>

<p>22</p>	<p>この度はサプライチェーン全体での取引適正化に向け、ご尽力くださり心より感謝を申し上げます。</p> <p>独占禁止法の基本的な考え方</p> <p>■意見</p> <p>各事例に該当した場合には直ちに問題行為となるとの誤認を避けるため、掲載した事例は、あくまでも「問題となり得る事例」であるとの記載を維持していただきたいです。</p> <p>加えて、各事例が独り歩きをし、無用な紛争による混乱が生じることが無きよう、執行機関等による周知啓発や調査指導においても、丁寧にご説明を頂きますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。</p> <p>(該当箇所：指針案4頁)</p> <p>■意見</p> <p>複数事業者で構成されるサプライチェーン全体につき、健全な取引が実効性を持って行われるためにも、板挟みとなる中間事業者への配慮について、独占禁止法の基本的な考え方や競争政策上の望ましい対応についても示していただきたいです。</p> <p>サプライチェーン全体における各取引で、上流の発注事業者が知財等の帰属を求めた場合、中間事業者も同様に受託事業者へ「知財等の帰属」を求めざるを得ない状況が発生すると想定されます。</p> <p>本指針案の趣旨を踏まえると、各取引において優越的地位の濫用にあたる行為を防ぐことで、結果的にサプライチェーン全体における全ての取引が健全に行われることを意図されているかと推察されますが、本文には明記されておりません。</p> <p>(該当箇所：指針案5頁)</p>	<p>一つ目の御意見に関しては、御理解のとおり、知財取引指針の「独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例」に掲載した事例は、あくまでも「問題となり得る事例」であり、各事例の行為が、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」等の独占禁止法上の要件を満たす場合に問題となるものであるため、原案どおりとします。</p> <p>二つ目の御意見に関しては、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和7年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査等で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>三つ目の御意見である「NDAの締結拒否や片務的なNDAの締結を要請しないこと」の記載に関して、秘密情報が流出することにより、競争力の源泉が失われ、ビジネスが立ち行かなくなるリスクを回避するため、NDAの締結が重要であるにもかかわらず、自己都合等によりNDAの締結を拒否したり、一方の当事者にのみ秘密保持義務を課す(片務的なNDA)ことは妥当ではないことから、原案どおりとします。</p> <p>四つ目の御意見である独占禁止法違反の該当性に関しては、個別の事案ごとに判断されるものですが、第2の1(3)イ(ア)「NDAの締結拒否」の「独占禁止法上の考え方」において、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、NDAを締結しないまま取引の実施を要請する場合であって、当該受注</p>
-----------	--	--

秘密情報の取扱い・秘密保持契約（NDA）の締結

■意見

「NDA の締結拒否や片務的な NDA の締結を要請しないこと」の記載について、「自らが秘密保持義務を負う NDA の締結を拒否しないこと。」等への変更をご検討ください。

指針案では、自社のひな形があることを理由として相手方のひな形での締結を拒否した場合に、自社のひな形が双務的であっても許されないとの誤解を招き、あるいは、相互に片務的な NDA を締結し、結果として双務的になるような場合まで禁止されることとなってしまうため、結果として「自らが秘密保持義務を負う NDA の締結を拒否している」状態とならないようにすべき旨の記載とするのが望ましいと考えます。

（該当箇所：指針案 7 頁）

■意見

「発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、NDA を締結しないまま取引の実施を要請する場合」について、「受注者が、具体的に機密情報の提供またはその可能性の提示があったにもかかわらず」等の追記をご検討ください。

一般に、発注者が、受注者の秘密情報を用いることなく提供されることを想定している場合、あえて発注者が秘密保持を負うことは想定していない。そのため、単に必要なため「NDA を締結しないまま取引の実施を要請する」ことになった場合が該当しないことを明確化することが望ましいと考えております。

者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号）として問題となるおそれがあることを示しており、当該考え方が、受注者が NDA の締結を要している場合を対象としていることは、既に明確であると考えます。

なお、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定することが望ましいと考えており、その旨を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。

五つ目の御意見で御指摘の脚注に関して、「双方からの秘密情報の開示が想定されるにもかかわらず、一方の当事者にのみ秘密保持義務を課すなどの NDA。」としており、片務契約が合理的である場合を対象としていないことは、既に明確であると考えます。

六つ目及び七つ目の御意見に関して、御理解のとおり、第 2 の 2(1)イ「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分」は、「取引の目的である成果物そのものに係る対価と、当該成果物に関連する著作権その他の知的財産権等の提供に係る対価」とを区分する義務を課すものではなく、「成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定することが合理的である場合もある」点に言及していますので、原案どおりとします。

(該当箇所：指針案 20 頁)

■意見

注釈 40 に「一方のみが秘密情報を開示する実態がある場合には、片務的な NDA には当たらない」等の追記をご検討ください。

発注者が提供した素材やデータに基づいて作業を行う委託業務（データ処理、コンテンツ制作 など）においては、発注者側が自社の秘密情報を開示する一方で、受注者はその情報に基づき役務提供を行うのみであり、受注者から秘密情報が提供されることは想定されない一方向の開示が多く存在します。

この場合、片務契約が合理的であるが、指針に「片務的 NDA は問題」との記述があることで、受注者から「実態に関わらず双務型にすべき」との過度な要求を招き、発注者側に不要な契約管理コストが生じる懸念が生じます。また、秘密情報を開示しない受注者側にとっても、実態のない条項の確認や管理という無用な負担を強いることになり、双方にとって円滑な取引の阻害要因となるおそれがあります。

(該当箇所：指針案 21 頁)

取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分

■意見

結果として独立した価値が付加される場合について言及しておりますが、業務を委託した後で、結果として知的財産が生じた場合に区分することが難しい状況にも関わらず、一律に付加的に生じた価値について追加的に区分した対価を支払うべきとの誤認を生じると考え

八つ目の「発注者に十分な知見がなく、エンジニア等の専門家である受託者の知見に委ねざるを得ない場合」に関する御意見も踏まえ、第 2 の 2(1)イ「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分」の脚注に、「なお、発注者よりも受注者の方が知的財産権等の対価の価値等について高度な知見を有している場合において、適切な対価を決定するため、発注者が受注者に対し、合理的な範囲内の情報の提供を要請することは想定し得るが、その場合であっても、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提供を要請しないよう留意が必要である。」と追記する修正をしています。

なお、第 2 の 2(3)ア(ア)「取引の対価の一方的決定」に示しているとおり、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号）として問題となるおそれがあることに留意する必要があります。

また、一つ目の御意見を踏まえ、知財取引指針の周知・啓発に努めてまいります。

その他については、御意見として承ります。

ております。そのため、発注前に知的財産が生じることが明らかな場合に、合意による対価額の決定の一つの方法として「区分」という考え方があるということが、読み手に伝わるような記載をご検討ください。

(該当箇所：指針案 29 頁)

#### ■意見

成果物対価と知財対価の明示的な分離を一律に義務化するのではなく、「当事者間で十分に協議した上で包括的に設定することが合理的な場合」を認める指針及び注釈の記載を維持していただきたいです。

明確な算定基準が存在しないにもかかわらず、指針によって「適正な対価の設定」が優越的地位の濫用規制の枠組みとして要請された場合、発注者側は「いくら支払えば法令違反にならないのか」という予見可能性を持てなくなります。その結果、事後的な独占禁止法や取適法違反のリスクを恐れた発注者が、外部の受注者との知財取引（委託）自体を控えるという萎縮効果が生じ、結果として受注者のビジネス機会を阻害する要因となるおそれがあります。

(該当箇所：指針案 29 頁、49 頁（注釈 63）)

#### ■意見

末尾に、「なお、発注者よりも受注者の方が取引にかかる知見を有している場合等には、受注者は、発注者に対し、業務の内容や性質、成果物の特性、自らの役割等を踏まえ、成果物とは別に提供される知的財産権等とその価値について具体的に発注者に提示することによ

	<p>り、相互に協力することが期待される。」等の追記をご検討ください。</p> <p>システム、ソフトウェア開発等取引において、発注者に十分な知見がなく、エンジニア等の専門家である受託者の知見に委ねざるを得ない場合があります、発注者側が対価の考え方について十分検討することに期待できないことがあるため、こうしたケースにおいては、高度な知見を有する受託者が自ら情報を発注者に提供するなどの歩み寄りが必要になると考えております。</p> <p>(該当箇所：指針案 29 頁)</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
23	<p>【意見 1】 指針案 第 2 の 1(2) アについて</p> <p>● 意見内容： 「秘密情報を相手方へ提供する際には「秘密情報である旨の表示」と共にタイムスタンプ等を付与することも望ましい。」と記載されていますが、両当事者間で NDA を締結し秘密情報の範囲を明確に定義した場合、提供される情報の都度「秘密情報である旨の表示」を付すことは、両者の事業活動にとって過剰な負担となります。NDA において秘密情報の範囲が明確に定義されている場合には、個別の表示を省略できる旨が明記されるよう要望します。これにより、実務上の負担を軽減しつつ、適切な秘密情報管理を促進することができます。</p> <p>【意見 2】 指針案 第 2 の 1(2) ウについて</p> <p>● 意見内容： AI 利用における秘密情報の学習用データとしての使用に関する懸念が記載されていますが、現行の記載は事業者を委縮させ、AI 利用の促進を過剰に阻害する可能性があります。問題となるのは、契約で合意された利用目的を超えた目的外使用や、合意なき第三</p>	<p>意見 1 について、御意見の趣旨を踏まえて、知財取引指針における「秘密情報を相手方へ提供する際には「秘密情報である旨の表示」と共にタイムスタンプ等を付与することも望ましい。」との記載が、あくまで秘密情報を相手方へ提供する際に望ましい対応として提示したものであり、秘密情報の範囲が明らかでこれらの対応が不要な場合にまで対応を求める趣旨ではないことを明確にするため、当該記載に「必要に応じて」と追記を行う修正をしています。</p> <p>意見 2 について、近年、事業活動において AI 技術を用いたサービスの利活用を検討する事業者の増加が顕著である一方で、AI の技術や法務に必ずしも習熟していない事業者が導入を検討するケースも増えています。そのような中、AI を利用する契約に関し、保護されるべきデータや情報が予期せぬ目的に利用され、また第三者に提供される等、想定外の不利益を被る可能性があるという懸念が挙げられています。具体的には、秘密情報はその使用目的を超えて AI 学習目的で使用される場合や、秘密情報を AI の学習用データとして利用した際に、</p>

者への開示であり、AI 技術の利用そのものではありません。本指針においては、「適法かつ合意された範囲内で適切な利用がなされる場合、AI 学習目的での利用が直ちに違法となるものではない」ことを明確にすべきであると考えます。

【意見 3】指針案 第 2 の 1(2)ウについて

● 意見内容：「秘密情報の開示者は、情報の想定外の利用を防ぐために、ビジネスに整合する最小限度の内容となるよう、できるだけ具体的にその使用目的を定めることが望ましい」と記載されていますが、継続的な取引関係において案件ごとに使用目的を特定した NDA を締結することは、両当事者にとって過剰な事務負担となり、かえって円滑な事業活動を阻害する可能性があります。特に、同一の取引先との間で複数の案件が並行して進行する場合や、類似の取引が反復継続的に行われる場合には、案件ごとの NDA 締結は実務上非効率的です。基本契約や包括的 NDA において秘密情報の範囲と使用目的の大枠を定めた上で、個別案件においては当該基本契約等を援用する形で対応することも、適切な秘密情報管理の方法として認められるべきであると考えます。これにより、実務上の負担を軽減しつつ、秘密情報の適切な保護と円滑な事業活動の両立を図ることができます。

【意見 4】指針案 第 2 の 1(3)イ(イ)について

● 意見内容：事例 1-18 は、一方の当事者のグループ会社への秘密情報の提供を認める片務的な NDA を問題行為として挙げています。しかし、グループ会社の位置づけは企業によって多様であり、特に多国籍企業においては各法人が実質的に一部門として機能し、グループ会

AI がその秘密情報を第三者に開示（出力）する場合は想定されることから、知財取引指針第 2 の 1(2)ウにおいて、AI を利用する契約においては、契約時に留意すべき点を事前に確認しておくことが望ましい旨を示しており、原案どおりとします。

意見 3 について、御指摘の記載はあくまで情報の想定外の利用を防ぐための望ましい対応として提示したものであり、「ビジネス」の範囲を限定的に解することを求める記載ではないため、原案どおりとします。

意見 4 の「事例 1-18」に関して、取引上の地位が優越している事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号）として問題となるおそれがあります。各事例の行為が、「自己の取引の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」行われているかどうかは、個別の取引における具体的な事情を総合的に考慮して判断されます。当該事例は、その一例として、事業者が、同社の意向に反し、取引先から、一方的にグループ会社に提供できる旨の取引条件を設定されたことが問題となり得ることを示したものです。

なお、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定することが望ましいと考えており、その旨を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。

社間での情報共有が契約履行上不可欠な場合があります。グループ会社の組織実態や事業運営上の合理性を考慮せず、グループ会社への開示を認める例外条項を一律に不適切とする記載は問題があり、事業運営上の合理性がある場合の取扱いを明確化すべきであると考えます。

【意見5】指針案 第2の2について

● 意見内容：「著しく低い対価」という表現が多く使われていますが、これは中小受託取引適正化法第5条第1項第5号の「同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」と同義であることが明確にされるよう要望します。

【意見6】指針案 第2の2(3)イ(ア)について

● 意見内容：契約書において成果物の著作権の帰属先が明記されており、それを踏まえて対価を含めた条件交渉をしているのであれば、著作権の無償譲渡とみなされないことが明確にされるよう要望します。

【意見7】指針案 第2の2(3)イ(エ)について

● 意見内容：著作者人格権の不行使条項については「受注者において著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合等」に一方的に不行使を押し付けることを問題としています。しかし、著名なクリエイターによる制作と、一般的な業務委託における成果物作成（企業のウェブサイトデザイン、マーケティング資料作成等）とでは、氏名表示権等の行使に対する期待が本質的に異なります。後者において

意見5の「著しく低い対価」に関して、独占禁止法における「取引の対価の一方的決定」に該当するかどうかの判断に当たっては、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」において、対価の決定方法、通常の販売価格又は対価との乖離状況等を勘案して総合的に判断するところ、取適法の運用基準上、取適法における「買ったとき」に該当するかどうかにおいても、これらの考慮要素を勘案して総合的に判断するとされています。

意見6及び8について、「著作権の無償譲渡」に関して、著作権の譲渡に係る対価も含めて成果物の対価が決定されている場合には、通常、無償譲渡として問題となることは想定されません。

ただし、その場合であっても、第2の2(3)ア(ア)「取引の対価の一方的決定」に示しているとおり、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがあることに留意する必要があります。

なお、意見7の「著作者人格権の不行使条項」に関して、どのような場合に著作者人格権の不行使条項の設定が問題となり得るかについては、第2の2(3)イ(エ)②「問題となり得る事例」に掲載しており、また、どのような場合に「一方的」と評価され得るかについては、第

は、成果物に作成者の名称を表示しないことが取引慣行として確立しており、著作者人格権の不行使条項が受注者に実質的な不利益を与えるものではありません。指針案は、著作者人格権の不行使条項が「一方的」と評価される場面をより明確に限定し、氏名表示権の行使に対する合理的な期待が存在する場合とそうでない場合を区別すべきであると考えます。

【意見8】指針案 第2の2(3)イ(オ)について

● 意見内容： 契約書において中間成果物の著作権の帰属先が明記されており、それを踏まえて対価を含めた条件交渉をしているのであれば著作権の無償譲渡とみなされないことを明確にするよう要望します。なお、契約締結時に全ての中間成果物をリストアップすることは難しいため、必ずしも一つ一つ特定して交渉する必要がないことを明確にすべきであると考えます。

【意見9】指針案 第2の3(2)について

● 意見内容： 指針案は、発注者の指示に基づく業務における知財紛争の解決責任を受注者に一方的に転嫁することを問題としています。

しかし、受注者が独立した専門家として自らの判断と裁量に基づきサービスを提供する場合、その成果物が第三者の知的財産権を侵害しないよう留意する義務を負うことは、専門家としての注意義務の範囲内であり、合理的な商慣習といえます。指針案は、発注者の具体的指示に従って製造・制作する場合と、受注者が独自の専門的判断に基づいてサービスを提供する場合との帰責構造の違いを十分に整理しておらず、後者における受注者の知財侵害回避責任の合理性について明

2の2(3)イ(エ)①「独占禁止法上の考え方」の脚注に掲載しています。

一般論として、優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項第5号)として問題となり得るのは、その条件設定が正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることが必要であるところ、成果物に作成者の氏名を表示しないことが正常な商慣習に照らして不当ではないと認められる場合には、通常、問題となるものではありません。

また、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならないことには留意が必要です。

なお、意見8のうち「契約締結時に全ての中間成果物をリストアップすることは難しい」との御意見に関して、一般論として、独占禁止法上、全ての中間成果物をリストアップすることまでは求められておりません。

意見9の紛争解決責任の転嫁に関しては、知財取引指針第2の3(2)ア(ア)において、発注者にのみ帰責事由があるときは、発注者が自ら紛争解決責任を負わなければならないとしつつ、受注者にも一定の帰責事由があるときは、発注者と受注者が、各々の帰責事由の内容や、各々が獲得した利益等を考慮し、正当といえる範囲で紛争解決責任を分担すべきである旨を示しています。受注者が発注者の具体的指示に従って製造・制作する場合や、受注者が独自の専門的判断に基づいてサービスを提供する場合等においても、発注者・受注者双方の帰責事由の内容や獲得利益等を踏まえ、正当な範囲で紛争解決責任を適切に

	<p>確化すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【団体】</p>	<p>分担することが望ましく、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>また、意見5に関し、取引の対価の一方的決定の該当性を判断する際の考慮要素に関しては、No. 26 の御意見に対する考え方を御参照ください。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>
24	<p>著作者人格権の不行使条項の設定</p> <p>■意見</p> <p>著作者人格権の不行使合意について、一律に優越的地位の濫用とするのではなく、業務の性質上必要であり、かつ『適切な対価が支払われている場合における限定的な不行使合意』については、正常な商慣習に照らして濫用には該当しないことを注釈において明示いただきたいです。</p> <p>特に準委任型の業務委託契約においては、受注者は、発注者のために創作等を行うことが想定されており、「受注者が単独で著作者人格権の行使を必要とする」ことが実務上は想定され辛いです。</p> <p>著作者人格権、とりわけ「同一性保持権」が行使された場合、発注者は納入物に対して、レイアウトの調整、サイズの変更、誤字脱字の修正、バージョンアップに伴うプログラムの改修など、ビジネス上当然に想定される軽微な変更すら、個別の承諾を得る必要が生じます。とりわけ基幹インフラ等のシステム運用保守や広告記事・デザイン制作などを委託するメディア運営等においては、迅速な対応が求められるにも関わらず阻害要因となるおそれがあります。</p> <p>※該当箇所 指針案 43 頁 注釈 61</p>	<p>一つ目の御意見である「著作者人格権の不行使条項の設定」に関して、著作者人格権の不行使条項を設定することが直ちに優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）に該当するものではなく、第2の2(3)イ(エ)「著作者人格権の不行使条項の設定」において、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、著作者人格権の行使を制限する条件を設定する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある旨を示しています。</p> <p>また、一般論として、著作者人格権を制限することについて相応の理由が存し、かかる制限に対して相当の対価を支払っている等、正常な商慣習に照らして不当ではないと認められる場合には、通常、問題となるものではありません。</p> <p>加えて、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならないことに</p>

中間成果物等の譲渡要請等

■意見

「正当な理由がないのに」の前に「作成等業務そのものが目的である場合などの」といった正当な理由についての例示として、準委任の契約の場合を追記することをご検討ください。

本項の記載が請負による受委託を前提とした記載になっているものと思われませんが、準委任のように、業務の遂行そのものが契約の目的であるような場合には、完成品としての成果物だけでなく中間成果物の納品を求めることは民法646条の定めからはむしろ自然と思われるため、除外される旨を明示いただきたいと思います。

※該当箇所 指針案 44 頁

知財訴訟等のリスク転嫁

■意見

「発注者、受注者間の明示的な協議の上で決定するものとし、」の記載について、「受注者の協議の申入れを拒否して」等のように、当該規定について殊更に協議が必要とする趣旨ではないことを明らかとする記載をご検討ください。

第三者の権利侵害に関する規定はあくまで取引に関する契約の一要素であり、殊更にこの条項について個別具体の協議を行うことは実務上極めて困難です。

特に、第三者の知的財産を利用することを全く想定しない取引において、第三者の知的財産を利用しないことの保証を求める趣旨を含めてこれら定めを置く場合には、特別の協議の対象となることは現実には

は留意が必要です。

なお、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定することが望ましいと考えており、その旨を第2の2(4)「競争政策上の望ましい対応」において示しています。

二つ目の御意見に関しては、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和7年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、また、正当な理由の有無については、個別の事例ごとに判断されるものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。

なお、一般論として、民法等における契約の類型を問わず、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、不利益な要請等を行う場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となり得ることに留意が必要です。

三つ目の御意見に関しては、正当な理由がないのに、相互の責任の有無や責任割合等を考慮することなく、受注者へ一方的に責任を負担させる場合には、受注者のみが損害賠償等のリスクを負い、発注者はそのリスクを負わないこととなるため、責任分担については発注者・

	<p>考えにくく、一般に権利侵害が生じることを想定しない取引の多くが不必要に該当してしまい、取引の円滑化を阻害するおそれがあります。</p> <p>※該当箇所 指針案 56 頁</p> <p><b>■意見</b></p> <p>「故意または過失（責めに帰すべき事由）」など、一定の類型について、受注者側に責任等を負わせることが正当化されることを明確にすべきと考えます。</p> <p>実際に成果物を作成等し、既存技術との類似性等を最もよくコントロールできる立場にあるのは受注者本人であり、発注者においてリスクコントロールできる領域にはかなり限りがあります（発注者の指図そのものが知的財産権侵害を構成する場合等）。</p> <p>そのような前提において、発注者側へリスク転嫁される範囲が不明確または過度に広汎なものであるとすれば、発注者側が法的リスクを恐れて小規模事業者や個人事業主の活用自体を控えるといった萎縮効果が生じる懸念が生じます。</p> <p>※該当箇所 指針案 60 頁</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>受注者間で明示的に協議した上で決定することが望ましく、原案どおりとします。</p> <p>なお、四つ目の御意見に関し、知財取引指針第2の3(2)ウ①「独占禁止法等の考え方」において、相互の責任の有無又は責任の割合等を考慮することなく受注者に損害賠償責任等の負担を要請することは、受注者にリスクを一方的に負わせることとなる旨を記載しており、御指摘の記載も、そうした事情も踏まえ、正当な理由がないのに、当該要請を行うことが、一定の要件を満たす場合に、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となり得る旨を記載したものですので、原案どおりとします。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>
25	<p><b>■意見</b></p> <p>著作者人格権（公表権・氏名表示権・同一性保持権）の不行使条項もオプション条項として規定いただきたいです。</p> <p>また、著作者人格権の不行使合意について、一律に優越的地位の濫用とするのではなく、業務の性質上必要であり、かつ『適切な対価が支</p>	<p>「著作者人格権の不行使合意」に関しては、No. 24 の御意見に対する考え方を御参照ください。</p> <p>その他、附属資料の契約書のひな形に関しては、No. 53 の御意見に対する考え方を御参照ください。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>

	<p>払われている場合における限定的な不行使合意』については、正常な商慣習に照らして濫用には該当しないことを明示いただきたいです。特に準委任型の業務委託契約においては、受注者は、発注者のために創作等を行うことが想定されており、「受注者が単独で著作権者人格権の行使を必要とする」ことが実務上は想定されづらいです。</p> <p>※該当箇所 知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書ひな形（附属資料 03）第 5 条 1 項</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
26	<p>【問題となり得る事例に対する意見】</p> <p>この度はサプライチェーン全体での取引適正化に向け、ご尽力くださり心より感謝を申し上げます。</p> <p>秘密情報の取扱い・秘密保持契約（NDA）の締結</p> <p>■意見</p> <p>事例 1-17 について、「取引開始にあたり、開発内容に秘密情報が含まれることを理由に NDA を締結するよう求めたが」等の記載をご検討ください。</p> <p>発注者が、秘密情報を用いずに開発を行うことを前提として発注している場合に自らが秘密保持義務を負う NDA を契約することは不自然と思われ、訴訟上、NDA を締結していることが秘密情報の開示を受けることを想定していたことを裏付ける事実として取り扱われるおそれがあることから、秘密情報の提供、開示がされないような場合には NDA の締結を拒否することができることが分かるように記載いただければと考えております。「秘密情報の開示、提供を求めないことを明確に示すことなく、一方的に断られ」た等との記載もご検討ください。</p>	<p>一つ目の御意見に関し、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和 7 年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>三つ目の御意見の趣旨を踏まえて、御指摘の「事例 1-19」の「対等な内容の契約とするよう求めたが、」との記載について、「双務的な内容の契約とするなど、その内容について修正するよう求めたが、」に修正しています。</p> <p>四つ目及び五つ目の御意見に関し、一般論として、取引の相手方から、対価の請求がなされたか否かを問わず、また、契約に著作権の譲渡が含まれているか否かを問わず、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、受注者に対し、不利益な要請等を行う場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与え</p>

※該当箇所 指針案 20 頁 事例 1-17

■意見

「合理的な理由なく R 社の秘密情報を取引先のグループ会社へ提供できる旨」等の「合理的な理由がない」場合に該当する旨を明らかにする追記をご検討ください。もしくは、「正当な理由なく」等の文言を挿入ください。

該当の記載は、グループ会社へ提供できる旨を定めることそのものが一方的に不利であるかのように誤解を生じうるものととらえておりますが、本社機能や特定の部門が親会社にのみ存在する場合等、グループ内で情報を共有しなければビジネスが提供できない等、合理的な理由から共有を要する場合もあるため、こうしたケースが除外されることを明らかにする記載をご検討ください。

※該当箇所 指針案 21 頁 事例 1-18

■意見

「対等な内容の契約とするよう」の記載を、「秘密情報を提供し、または提供する可能性がある具体的な場合を提示して双務的な内容の契約とするよう求めたが」等に修正することをご検討ください。もしくは、「正当な理由なく」等の文言を挿入ください。

現在の記載ですと、秘密情報の取扱いの有無等取引内容にかかわらず、結果として「対等な内容」でなければ該当するようにも読めますが、秘密情報または秘密情報を含む成果物の提供を求めているような場合にまで該当するとすると、発注者に過大な負担を生じる恐れがあると考えております。

ることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号）として問題となり得ますので、原案どおりとします。

なお、四つ目の御意見も踏まえ、第 2 の 2(3)ア(ア)①「独占禁止法等の考え方」の脚注に「「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」において、「この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する。」とされている（第 4 の 3 (5) (ア)。」と、取引の対価の一方的決定の該当性を判断する際の考慮要素に関する追記を行う修正をしています。

また、四つ目の御意見に関し、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定する等の対応が望ましいと考えており、望まれる対応を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。

一つ目の御意見に関し、第 2 の 1(3)イ(ア)「NDA の締結拒否」の「独占禁止法上の考え方」等に関しては、No. 22 の御意見に対する考え方を御参照ください。

二つ目の御意見の「事例 1-18」に関しては、No. 23 の御意見に対する考え方を御参照ください。

※該当箇所 指針案 22 頁 事例 1-19

#### 知的財産権等の対価の不設定

##### ■意見

本事例を削除いただくか、第 1 文を「請求したが」と修正することをご検討ください。

本事例では、G 社は、現実交渉を持ちかけることもなく、一方的に付度して取引先の提示した対価を受け入れたというもので、取引先に十分な知見がない場合には、「(社会通念上)著しく低い対価」であることに気づくことなく、意図せず問題となる行為を行っていることになってしまうが、取引の安全性を著しく欠くと思われま。現実に請求されている等の事情により、こうした事実を把握する機会があったか、または知りつつ対価を設定したかの場合が問題となること明らかになるよう修正をお願いいたします。

※該当箇所 指針案 37 頁 事例 2-7

#### 知的財産権等の不当な譲渡要請等

##### ■意見

本事例が契約に著作権の移転にかかる定めのない場合について言及していることが明らかとなるよう、事例 2-14 と同様の「契約内容に含まれていないにもかかわらず、一方的に」等の追記をご検討ください。

契約に基づき譲渡を求める行為が「一方的」なものではないとしても、契約に基づき一方当事者が主張した場合まで該当するとの誤認を生じるおそれがあるため、事例 2-14 同様に追記をご検討いただければ

六つ目ないし八つ目の御意見の契約の類型ごとの整理に関しては、No. 24 の御意見に対する考え方を御参照ください。

その他については、御意見として承ります。

と思います。

※該当箇所 指針案 40 頁 事例 2-12

中間成果物等の譲渡要請等

■意見

「映像作品の制作に係る取引において」の記載について、「映像作品の完成と納品を目的とする取引において」等と請負型の取引に限定した事例であることが分かるよう記載をご検討ください。

コンテンツの制作には、請負型による取引と準委任型による取引がありますが、準委任型の取引においては、受任者が委任事務の処理に当たって得られた果実は委任者に帰属するとされ、取引の類型によっては当然に発注者に帰属すると思われる場合があります。この事例ではその区別が判然とせず、準委任契約であるにも関わらず、個別具体的な権利とその移転を定めなければ提供を求めることができないとの誤認を生じると考えております。

※該当箇所 指針案 44 頁 事例 2-21

■意見

「映像作品の制作に係る取引において」の記載について、「映像作品の完成と納品を目的とする取引において」等と請負型の取引に限定した事例であることが分かるよう記載をご検討ください。

コンテンツの制作には、請負型による取引と準委任型による取引がありますが、準委任型の取引においては、受任者が委任事務の処理に当たって得られた果実は委任者に帰属するとされ、取引の類型によっては当然に発注者に帰属すると思われる場合があります。この事例では

	<p>その区別が判然とせず、準委任契約であるにも関わらず、個別具体的な権利とその移転を定めなければ提供を求めることができないとの誤認を生じると考えております。</p> <p>※該当箇所 指針案 44 頁 事例 2-22</p> <p><b>■意見</b></p> <p>「映像作品の取引において」の記載について、「映像作品の完成と納品を目的とする取引において」等と請負型の取引に限定した事例であることが分かるよう記載をご検討ください。</p> <p>コンテンツの制作には、請負型による取引と準委任型による取引がありますが、準委任型の取引においては、受任者が委任事務の処理に当たって得られた果実は委任者に帰属するとされ、取引の類型によっては当然に発注者に帰属すると思われる場合があります。この事例ではその区別が判然とせず、準委任契約であるにも関わらず、個別具体的な権利とその移転を定めなければ提供を求めることができないとの誤認を生じると考えております。</p> <p>※該当箇所 指針案 45 頁 事例 2-25</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
27	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>指針案 第 2-1-(2)-ウ 適切な範囲の NDA の締結において、AI を利用する際の注意喚起として「入力プロンプトとして入力した秘密情報が、使用目的を超えて、AI 学習目的で使用されるという問題」「入力プロンプトとして秘密情報を入力する行為が、AI 開発者・提供者に対する秘密情報の開示に該当するのではないかという問題」「秘密情報が学習用データとして利用された場合、AI の出力に学習用デー</p>	<p>意見 1 で御指摘の脚注に関しては、近年、事業活動において AI 技術を用いたサービスの利活用を検討する事業者の増加が顕著である一方で、AI の技術や法務に必ずしも習熟していない事業者が導入を検討するケースも増えている中、AI を利用する契約において、保護されるべきデータや情報が予期せぬ目的に利用され、また、第三者に提供される等、想定外の不利益を被る可能性があるという懸念が挙げられています。そのため、知財取引指針第 2 の 1(2)ウにおいて、AI を利用</p>

タとして用いた秘密情報が出力される可能性」の具体例が記載されている。

各省庁にて発行されているガイドラインやチェックリストにも同趣旨の言及がされているが、昨今の企業実務においては、AI を利用するに際し、学習機能を使わない状態であったり、AI を自社のオンプレミス環境（プライベートクラウド）に導入するなど、AI 学習や第三者へ機密情報が開示されないようにした上での利用が進んでいる。また、企業が AI を Retrieval-Augmented Generation（いわゆる RAG）形式にて利用する場合においては、RAG の参照先に秘密情報が含まれることがあり得るが、その取扱いについては利用態様や管理状況によっては目的外利用該当性が問題とならない場合もある。

新しい指針においては、現在の AI の活用実態を考慮いただき、AI の利用と秘密情報の開示について言及いただきたい。

#### 【意見 2】

優越的地位の濫用等とならない「正当な理由」の内容について

指針案 第 2-1-(3)-ア 独占禁止法等の考え方について、発注者は、自身の事業目的を達成するため受注者に様々な要請を行うことがあるが、受注者側がどのように考えて受諾してくれたのかは通常知り得ない為、発注者自身の要請が「正当な理由」ありと判断されるか、なしと判断されるかを正確に見極める必要があると共に、受注者としても発注者の要請についての「正当な理由」の有無を合理的に判断する必要がある。

ここで、本指針案では、発注者側が注意すべき「問題となり得る事例（＝正当な理由なしの事例）」が多く列挙される一方で、要請に「正

する契約においては、契約時に留意すべき点を事前に確認しておくことが望ましい旨を示しており、原案どおりとしますが、御意見については今後の参考とさせていただきます。

意見 2 について、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和 7 年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、また、正当な理由の有無については、個別の事例ごとに判断されるものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。

なお、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定する等の対応が望ましいと考えており、望まれる対応を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。

意見 3 において御指摘の「どのような場合に著作権人格権の行使を必要とするか」に関して、例えば、「事例 2-20」のように、「作品のエンドロール等における氏名表示を求めることで成果物の作成に係る実績をアピールしたい」といった場合が該当すると考えます。

意見 4 について、御指摘の「基本的な考え方」に関して、御意見の趣旨を踏まえ、知財取引指針第 2 の 3(3)アの「例えば、名ばかりの共同研究（略）のような場合において、当該他方の当事者が研究開発の経費の多くを負担する場合に、研究の結果創出された全ての知的財産権等は研究開発経費の負担側に帰属すべきという主張が起こりがち

当な理由」がある事例や考え方についての記載が極めて少ない。

本指針の目的は「知的財産権等の取引環境の整備によりイノベーションを促進する」ことであり、本指針が逆に日本における事業者間の取引やオープンイノベーションを委縮させるようなことにならないよう、「正当な理由あり」と判断される事例や考え方を追記していただきたい。

#### 【意見3】

本指針案に示された第2-2-(3)-イ-(エ)「(エ)著作者人格権の不行使条項の設定」における独占禁止法上の考え方として、「発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に著作者人格権の行使を制限する条件を設定する場合」について優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしている。また、一方的に制限する場合について脚注61に例として「受注者において著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合」とあるが、どのような場合に著作者人格権の行使を必要とするかの例示も挙げていただきたい。

発注者としては、自社HP、商品のデザインやキャラクターの制作などを依頼した場合、著作者人格権（特に同一性保持権）の不行使を定めておかないと発注者が自由に修正できなくなる不合理が生じるため、それとのバランスを考えるためである。

#### 【意見4】

本指針案に示された「(3)共同研究開発等-ア 基本的な考え方」の「あるべき姿」において、「共同研究開発によって得られた成果の帰属は、技術やアイデアの貢献度によって決められることが原則であ

である。」を「例えば、名ばかりの共同研究（略）のような場合において、当該他方の当事者が研究開発の経費の多くを負担する場合に、研究の結果創出された全ての知的財産権等は研究開発経費の負担側に帰属すべきという主張が起こり得る。」と修正をしています。

なお、共同研究開発によって得られた成果の帰属に関しては、知財取引指針第2の3(3)アにおいて、特許法上、特許を受ける権利が発明者に帰属するとされていることから、当該発明により得られた成果（＝知的財産権等）は、発明者に帰属し、発明が技術的思想の創作である点に鑑みれば、当該成果の帰属は、技術やアイデアの貢献度によって決められることが原則である旨を示しています。また、研究開発経費を負担していることが直ちに成果（＝知的財産権等）の帰属主体となることを正当化するものではない旨も示しており、原案どおりとします。

意見5で御指摘の「もっぱら一方の当事者のみが技術やアイデアを提供している場合であって、他方の当事者のみに単独で帰属させるとき」とは、本来は知的財産権者となるべき当事者に権利を帰属させず、他方当事者のみを権利者とする場合をいい、このような場合に、権利者とはならない当事者が望めば、共同研究の成果を利用可能とするよう配慮すべきことを示しているものであり、原案どおりとします。

意見6の「独占禁止法との関係で問題となる行為の1つとして自社のひな形であることを理由として修正協議に応じないことが挙げられている。」との御指摘に関して、知的財産権等を取り扱う取引における「あるべき姿」を実現する観点から、一方当事者の内規や従前の

る。」としている。

ここで、技術やアイデアの貢献度が重要視されるのは「発明者」などを認定する場面であり、「成果の帰属」を決定する際の原則とは言えないと考える。

共同研究開発の成果物に対する貢献としては、研究開発費用の負担、設備の提供等もあり、共同研究開発の現場では、技術やアイデアの貢献度に加え、研究開発費用の負担や設備の提供等の貢献も総合的に考慮して成果の帰属を決めるのが原則であるべきである。

このような現場の実態に沿って、共同研究開発における成果に対する貢献については、研究開発費用の負担、設備の提供等も当然考慮されるべき旨の記載に修正いただきたい。

また、「当該他方の当事者が研究開発の経費の多くを負担する場合に、研究の結果創出された全ての知的財産権等は研究開発経費の負担側に帰属すべきという主張が起こりがち」との記載があるが、ここでいう「当該他方の当事者」が全ての知的財産権等を自らに帰属させるに見合った費用負担をしていないのに、単独の帰属を求める例は、ゼロではないかもしれないが、「起こりがち」という表現は行き過ぎであり、「起こることもある」程度の記載に変更するべきと考える。

#### 【意見5】

本指針案に示された「(3)共同研究開発等-ア 基本的な考え方」の「あるべき姿」において、「……。特に、もっぱら一方の当事者のみが技術やアイデアを提供している場合であって、他方の当事者のみに単独で帰属させるときには、原則として当該知的財産権等の適切な対価を支払うこと。」「その際、当該知的財産権等を提供した当事者が

取引慣行を当然の前提としないことが重要であると考えており、その旨を知財取引指針の「基本的な考え方」に示しています。「基本的な考え方」は、特定の法令にかかわらず総論的な視点から、示したものです。

なお、独占禁止法違反の該当性に関しては、個別の事案ごとに判断されるものですが、例えば、取引先から、契約書のひな形は変えられないとの理由で、契約内容の修正を拒否され、不利益な要請等を受け入れた場合、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがあります。

また、御指摘の附属資料の契約書ひな形は、知財取引指針第2の1(2)イ等において「知的財産に係る取引を行うに当たり注意すべきポイントをまとめたもの」としており、汎用的な見本であって、必要に応じ柔軟に扱っていただくことを想定しているため、原案どおりとします。

望めば、共同研究の成果を同社も利用できるよう、無償で実施権を設定するなど、共同研究に携わった当事者の利用可能性に配慮すること。」と書かれている。

知的財産権等の帰属を求める当事者は、あらかじめ研究開発費用に織り込む場合も含め、それに見合った対価を支払うのが、共同研究開発の現場ではむしろ普通であり、あるべき姿であるにもかかわらず、それでもなお、技術やアイデアを提供した当事者に無償で実施権を設定などが原則と解されるような表現は避けるべきと考える。例えば、上記を「その際、当該知的財産権等を提供した当事者も、共同研究の成果を利用できるよう、合理的な条件で実施権を設定するなど、共同研究に携わった当事者の利用可能性に配慮すること。合理的な条件は、無償が適切な場合もあれば、有償としたり、使用について制限（用途、技術分野、事業分野等の制限）を設けたりすることが適切な場合もある。」のように、双方のバランスを考慮することが重要と考える。相手方に不合理な要求を突きつける一部の共同開発当事者の存在に引きずられて、合理的な研究開発費用負担や対価を支払っている研究開発当事者が不合理を強いられる事態は避けなければならないと考える為である。

**【意見6】**

附属する契約書ひな形の取扱いについて

本指針案の各所と言及されているとおり、独占禁止法との関係で問題となる行為の1つとして自社のひな形であることを理由として修正協議に応じないことが挙げられている。

それに対し、本指針案においても附属資料として各種ひな形を作成

	<p>いただいた点は、大変有難い。</p> <p>しかしながら、契約実務の交渉場面に目を向けると、各案件のビジネス実態に即したひな形の修正を提案しても（合理的な修正の提案をしても）、行政庁が作成したひな形であることを論拠として、修正交渉が難航するケースが少なからず存在するのも事実である。</p> <p>このような事態を防ぐために、各種ひな形は、各案件のビジネス実態に合致するように相手方と十分協議して具体的案件に応じて修正して利用することが前提となっている点を本指針の適切な部分に明示いただきたい。</p> <p>特に、共同開発契約書、知的財産の取扱いに関する契約書（開発委託契約）においては、知的財産の帰属及び利用条件の設計そのものが交渉の中心となるため、ひな形をベースにすることはよいとしても、各案件の個別事情に応じた修正が不可欠である旨を明確化いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
28	<p>AI を活用したノウハウを自動抽出したり、学習利用と銘打って新たな搾取手段にしようとしている、もしくはもう既になっているようにしか思えません。</p> <p>具体的な被害救済手段がありません。取り込まれて、企業だけが好き放題できるんですか？罰則を設けて対応すべきです。</p> <p>相談窓口だけでなく、違反行為への行政処分・課徴金などの強制力を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	御意見として承ります。

29	<p>1(1)イのノウハウ等の取扱いについて意見があります。ここで示されているあるべき姿】のような状況の実現が不可能だと考えられます。</p> <p>現在、多くの著作者及び企業の知的財産等が生成 AI 開発及び学習に使用され、知的財産等の創出に係る費用が回収できない状況にあります。</p> <p>オプトイン方式のように生成 AI 企業と著作者が契約を結ぶことなく、一方的に生成 AI 企業に知的財産等が盗られ、契約書や指針のみでは対応できない状況にあり、生成 AI 企業による著作者の意図しない知的財産等の使用が相次いでいます。生成 AI 企業による著作者の同意なしの知的財産等の使用が今後増え続ければ、知的財産等を保有する業界及び知的財産等を生み出す業界全体の競争力を失うことに繋がると予測されます。</p> <p>そのため、契約書や指針等以上に効力のある「生成 AI の開発及び学習にあらゆる知的財産を契約なしに用いることを取り締まる法律」を早急に整備する必要があります。法律を整備することが現状の生成 AI の状況を鑑みると望ましいと考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見として承ります。
30	<p>本指針（案）は、知的財産権・ノウハウ・データの取引において、発注者が優越的地位を利用して受注者に不当にリスクや責任を転嫁することを防止し、価値に見合った適切な対価による取引を促す点で、重要な意義を有すると考えます。</p> <p>一方で、本指針（案）は、発注者？受注者間の受託開発を伴う取引を主たる想定として整理されているが故に受託開発によって新規に発生する知的財産を念頭に論理展開されており、受注者が、自社で保有</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」や「実践例」において示している事例は、令和7年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査等で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p>

	<p>している既存の知的財産（以下「既存知財」という）も活用して制作した成果物を発注者に利用許諾する取引についての整理が相対的に限定的であるように見受けられます。このような既存知財も含めた取引における成果物の価値の評価や、責任の考え方についても、今後、整理がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>また、知的財産の取引のうち、特にソフトウェア関連の取引においては、ソフトウェア受け渡し後も法令対応、仕様変更、外部環境の変化等に対応するため、受注者側への人材と費用の確保への期待が高まる傾向もあるところ、その抛出の在り方や、責任分界の考え方についても、今後、補足的な整理がなされることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	
31	<p>知的財産権においては、生成 AI 等の台頭と法的罰則による規制がなく対処のしようがないのが現状である。発注者としての優越的地位の濫用は生成 AI により、さらに強くなっている。</p> <p>例としては、金銭の発生しない製作過程からデータを盗り、生成 AI により仕上げて依頼をキャンセルし無報酬で成果だけを盗む等の問題が発生している。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、独占禁止法違反の該当性に関しては、個別の事案ごとに判断されるものですが、中間成果物であるデータ等については、第2の2(3)イ(オ)「中間成果物等の譲渡要請等」の「独占禁止法上の考え方」において、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、中間成果物等の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある旨を示しています。</p>
32	<p>生成 AI（実態は盗品合成検索）の企業は著作者への許可なくスクレイピングし、データセットに含め、無断で商用の二次利用を展開しています。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

	<p>公序良俗に反する企業に自主性など期待せず、実効性を伴った罰則を立てる必要があります。立法は政府にしか出来ません。</p> <p>【匿名】</p>	<p>なお、知財取引指針は、主に、事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等に関し、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を示しています。</p>
33	<p>事業者が自社のAIモデルを訓練する為に従業員のキー入力やPC画面のスクリーンショットも取得する予定というニュースが報じられましたが、これらが進めば雇用の継続を脅かす事・優越的地位の濫用に繋がりがねないと考えます。</p> <p>雇用契約や業務委託契約を取り交わす際の優越的地位の濫用にならないようにこういった点につきましても指針の中に含めていただきたいです。</p> <p>また、指針の7ページに記載のある1.情報の管理の基本的な考え、ア秘密情報の取扱い・秘密保持契約（NDA）13の締結について、『相手方の秘密情報を知った場合には、これを厳に秘密に保持するものとし、相手方から事前に明示的に承諾を得ることなく利用し、又は、第三者へ開示しないこと。』とありますが、承諾を得た場合でもそれらの情報を生成AIに読み込ませる事については追加で相手方の了承を受けてからとする事を指針に含めていただきたいです。</p> <p>【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、知財取引指針は、主に、事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等に関し、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を示しています。</p> <p>また、AIを利用する契約においては、保護されるべき秘密情報が予期せぬ目的に使用され、また第三者に提供される等、想定外の不利益を被る可能性があるため、契約時に留意すべき点を事前に確認しておくことが望ましく、参考情報として「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」を指針上で示しています。</p>
34	<p>【意見の要旨：巨大プラットフォーマー・通信事業者による優越的地位の濫用防止】</p> <p>「契約の継続性」を人質に取った不当な条件変更の禁止： 通信インフラやデジタルプラットフォームにおいて、一度契約を結んだ利用者が「他へ移るのが困難（ロックイン効果）」な状況を利用し、後出しジャンケンで利用料を引き上げたり、長年蓄積されたユーザー</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>知財取引指針の「独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例」において示している事例は、令和7年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p>

	<p>データやノウハウを一方的に吸い上げる行為を厳格に規制すべきである。</p> <p>インフラを背景にした「強者の論理」の排除：</p> <p>知的財産やデータ取引において、強者が弱者に対し「嫌なら他へ行け（ただし他に行く選択肢はない）」という態度で不利な条件を押し付けることは、自由競争を阻害するだけでなく、社会全体の信頼を破壊する。こうした「現場の知恵や努力」が不当に買い叩かれる構造を放置すれば、日本の産業競争力は根底から腐敗する。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>なお、一般論として、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがあります。</p> <p>独占禁止法違反行為に対しては、公正取引委員会において、厳正に対処いたします。</p>
35	<p>第2 知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引に関する考え方</p> <p>1 情報の管理</p> <p>(2) 基本的な対応方針</p> <p>ア 自社が有する秘密情報の整理・管理 (P.10)</p> <p>「秘密情報を相手方へ提供する際には「秘密情報である旨の表示」と共にタイムスタンプ等を付与することも望ましい。」と記載されている。上記はあくまで例示であり、必須のものではないと理解しているが、事業者に対する過度な負担を避ける観点から、NDAにおいて秘密情報の範囲が明確に定義されている場合には、個別の表示を省略できる旨を明記いただきたい。</p> <p>また、NDA締結の有無を問わず、商慣習の実態としては例えば資料やデータを受け渡す際には、「関係者限。転送不可」、「confidential」等と資料やデータ内に明記したうえで電子メール等の証跡が残る形で情報の受け渡しを行うケースも多いことから、この様な手軽にとれる管理手法についても望ましいものとして例示いただきたい。</p>	<p>第2の2(1)「基本的な考え方」の「あるべき姿」に関する御意見について、「あるべき姿」の記載は、第2の2(1)「基本的な考え方」の「ア 対価設定の選択肢の拡充」及び「イ 取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分」に示す考え方の前提となる包括的な考え方を示しているものです。</p> <p>また、「イ 取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分」の「あるべき姿」において、「成果物に係る対価と知的財産権等の対価を区分するか否かを問わず、成果物の制作費用のみを基準として、知的財産権等の経済的価値が適切に反映されていない著しく低額な対価を、一方的に決定しないこと。」と、「成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定することが合理的である場合」も想定した取扱いを示しており、既に明確であると考えます。</p> <p>また、知財取引指針における「イ 取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分」に関する御意見について、本項目で示している考え方は、令和7年度に実施した知的財産権・ノ</p>

ウ 適切な範囲の NDA の締結 (P. 12)

AI 利用における秘密情報の学習用データとしての使用に関する懸念が記載されているが、現行の記載は事業者を委縮させ過剰に AI 利用の促進を阻害する可能性がある。問題となるのは、契約で合意された利用目的を超えた目的外使用や、合意なき第三者への開示であり、AI 技術の利用それ自体ではない。本指針においては、「適法かつ合意された範囲内で適切な利用がなされる場合、AI 学習目的での利用が直ちに違法となるものではない」ことを明確にすべきである。

また、NDA 締結の範囲や記載事項について、「秘密情報の開示者は、情報の想定外の利用を防ぐために、ビジネスに整合する最小限度の内容となるよう、できるだけ具体的にその使用目的を定めることが望ましい」と記載されているが、継続的な取引関係において案件ごとに使用目的を特定した NDA を締結することは、両当事者にとって過剰な事務負担となり、かえって円滑な事業活動を阻害する可能性がある。特に、同一の取引先との間で複数の案件が並行して進行する場合や、類似の取引が反復継続的に行われる場合には、案件ごとの NDA 締結は実務上非効率的である。基本契約や包括的 NDA において秘密情報の範囲と使用目的の大枠を定めた上で、個別案件においては当該基本契約等を援用する形で対応することも、適切な秘密情報管理の方法として認められるべきである。これにより、実務上の負担を軽減しつつ、秘密情報の適切な保護と円滑な事業活動の両立を図ることができる。

(3) 独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例

イ NDA の締結拒否等

ウハウ・データの取引に関する実態調査で確認した事例に基づくものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。

第 2 の 2(2)カ「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価の明確化」に関する御意見について、御指摘の「あるべき姿」の記載は、知的財産権等を取り扱う取引における基本的な考え方を示しており、少なくとも、「受注者から、成果物に係る対価と当該成果物に関連する知的財産権等の提供に係る対価を区分して整理することを希望された場合」には、発注者として協議を行うことが重要である旨を示しています。「基本的な対応方針」については、基本的な考え方を実現するための方策を、より広範な視点から示す項目であり、発注者から、「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分」を提案することの可能性も踏まえたもので、原案どおりとします。

第 2 の 2(3)イ(イ)「無償ライセンスの要請」に関する御意見について、知財取引指針における「ライセンス」の対象は、特許権等の知的財産権に限定しておらず、ソフトウェア等をライセンスする場合も「ライセンス」に含まれます。

また、導入検討のための一定期間内における無償でのソフトウェアライセンスの供与について、優越的地位の濫用として問題となるか否かは、取引の実態に応じて個別の事案ごとに判断されることとなります。

(イ) 片務的な NDA の締結

② 問題となり得る事例 (P. 21)

事例 1-18 は、一方の当事者のグループ会社への秘密情報の提供を認める片務的な NDA を問題行為として挙げている。しかし、グループ会社の位置づけは企業によって多様であり、各法人が実質的に一部門として機能し、グループ会社間での情報共有が契約履行上不可欠な場合がある。グループ会社の組織実態や事業運営上の合理性を考慮せず、グループ会社への開示を認める例外条項を一律に不適切とする記載は問題があることから、事業運営上の合理性がある場合の取扱いについて明確化すべきである。

2 知的財産権等の価値の適切な評価

(1) 基本的な考え方 (P. 28)

【あるべき姿】に「受注者において創出した知的財産権等について、無償で又は相応の対価を支払うことなく、譲渡・許諾等(以下「提供」という。)を強要しないこと。」と記載があるが、成果物対価に知的財産権の対価を含めて設定するケースも一般的であるため、当該記述は成果物の制作対価に知的財産権等の対価が含まれている場合の取扱いが明確でない。「無償で又は相応の対価を支払うことなく」の判断に当たっては、成果物の制作対価に知的財産権等の対価が含まれている場合も考慮される旨を明確化すべきである。

イ 取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分 (P. 29)

「成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設

なお、第2の2(4)「競争政策上の望ましい対応」に関する御意見について、知財取引指針における「十分協議した上で決定することが望ましい」との記載については、反復継続的に行われる取引において、初回契約時等において取引条件について十分な交渉に基づく合意がなされている場合であっても、原材料費等の高騰等、事情変更等により、当初定めた取引条件が適切とはいえなくなるケースも想定される場所であり、十分な協議を経て決定された、反復継続して行われる取引に共通して適用される取引条件であることからといって、当然に、全ての個別取引において同一条件に基づく運用が許容されることにはならないことから、原案どおりとします。

独占禁止法違反の該当性に関しては、個別の事案ごとに判断されるものですが、一般論として、取引上の地位が優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合であって、当該事業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項第5号)として問題となるおそれがあります。

独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点から、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定する等の対応が望ましいと考えており、望まれる対応を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。

第2の3(2)ア(イ)「非侵害の保証及び調査負担の適正化」に関する御意見について、知的財産権の非侵害の保証及び調査負担の適正化に

定することが合理的である場合」については、例えば成果物の性質上、納品後も継続的な改良や改変が予定されており、成果物そのものの対価と知的財産権等の対価を切り分けて評価することが実務上適さない場合が含まれる旨を、注釈等において明記いただきたい。

## (2) 基本的な対応方針

カ 取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価の明確化 (P. 34)

通常の商慣習においては、成果物と当該成果物に付随する知的財産権等について区分して対価設定するケースは稀有であり、区分して対価設定するケースとしては、取引の相手方から協議依頼があり、また具体的な対価を示されるケースに限られており、これは受注者側の事業規模等に関わらず要望いただいた際は協議を行っているのが実態である。

ついでには、知的財産権等の対価を区分して設定をすることについては、P. 29 の【あるべき姿】に記載のあるとおり、取引の相手方となる受注者側から協議依頼とともに具体的な価格を示された場合は協議のうえで設定されることが望ましいという趣旨が分かるよう本項にも明記いただきたい。

## (3) 独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例／(4) 競争政策上の望ましい対応 (P. 35～P. 49)

「著しく低い対価」という表現が多く使われているが、これは取適法5条1項5号の「同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」と同

関しては、知財取引指針2の3(2)ア(イ)において、目的物の仕様等の決定において発注者、受注者各々がどのような役割を果たしたか等の事情を踏まえ明示的に協議の上、適切に分担することとする旨を示しています。受注者が発注者の具体的指示に従って製造・制作する場合や、受注者が独自の専門的判断に基づいてサービスを提供する場合等においても、発注者・受注者それぞれがどのような役割を果たしたか等の事情を踏まえ、明示的に協議の上、非侵害の保証及び調査負担を適切に分担することが望ましく、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。

第2の3(2)イ(ア)「責任の所在の明確化」に関する御意見について、知財取引指針第2の3(2)イ(ア)においては、契約書に「紛争が生じた場合の責任分担の考え方を明記した条文」を盛り込むことが望ましい旨を示した上で、その留意点として「一方的に受注者に責任転嫁するのではなく、お互いの侵害責任の範囲において、紛争解決責任を負う形にすること」等を示しています。

また、知財取引指針第2の3(2)イにおいては、同指針第2の3(2)ア「基本的な考え方」に沿った対応として留意すべき点を示しており、「基本的な考え方」においては、発注者の指示に基づく業務というケースにおいて、第三者との間に生じる知的財産権上の責任や負担を、同責任の所在を考慮することなく、受注者に一方的に転嫁しないこと、又はその旨を契約に定めないこと等を示しており、原案どおりとします。

知財取引指針における「秘密情報を相手方へ提供する際には「秘密

じということを明確化いただきたい。

(3) 独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例

イ 知的財産権等の不当な譲渡要請等

(ア) 著作権の無償譲渡の要請

① 独占禁止法等の考え方 (P. 39)

契約書において成果物の著作権の帰属先が明記されており、それを踏まえて対価を含めた条件交渉をしているのであれば著作権の無償譲渡とみなされないことを明確化いただきたい。

(イ) 無償ライセンスの要請

① 独占禁止法等の考え方 (P. 40)

本項の「ライセンス」の定義には、知的財産ライセンスのみでソフトウェアライセンスは含まれない理解で齟齬<sup>そご</sup>ないか。例えば業務支援ツールやオンライン研修等の ICT 教材について導入検討する際は、取引の相手方（受注者側）が一定期間キャンペーンを実施している、または個別対応として一定期間無料とする代わりに試験導入して欲しい等の依頼をいただくこともあることから、この様なソフトウェアライセンスの無償供与は除かれていることを明記いただきたい。

(ウ) 著作権の帰属条項の設定

① 独占禁止法等の考え方 (P. 42)

契約書において成果物の著作権の帰属先が明記されており、それを踏まえて対価を含めた条件交渉をしているのであれば受注者の利益

情報である旨の表示」と共にタイムスタンプ等を付与することも望ましい。」との記載、AI の利用と秘密情報の管理、「秘密情報の開示者は、情報の想定外の利用を防ぐために、ビジネスに整合する最小限度の内容となるよう、できるだけ具体的にその使用目的を定めることが望ましい。」との記載、「事例 1-18」、「著作権の無償譲渡の要請」、「著作権の帰属条項の設定」、「著作者人格権の不行使条項の設定」及び「中間成果物等の譲渡要請等」並びに御指摘の「著しく低い対価」に関しては、No. 23 の御意見に対する考え方を御参照ください。

その他については、御意見として承ります。

を不当に害するものとはみなされないことを明確化いただきたい。

(エ) 著作者人格権の不行使条項の設定

① 独占禁止法上の考え方 (P. 43)

著作者人格権の不行使条項について「受注者において著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合等」に一方向的に不行使を押し付けることを問題としている。しかし、著名なクリエイターによる制作と、一般的な業務委託における成果物作成（企業のウェブサイトデザイン、マーケティング資料作成等）とでは、氏名表示権等の行使に対する期待が本質的に異なる。後者においては、成果物に作成者の名称を表示しないことが取引慣行として確立しており、著作者人格権の不行使条項が受注者に実質的な不利益を与えるものではない。指針案は、著作者人格権の不行使条項が「一方向的」と評価される場面をより明確に限定し、氏名表示権の行使に対する合理的な期待が存在する場合とそうでない場合を区別すべきであると思料する。

(オ) 中間成果物等の譲渡要請等

① 独占禁止法等の考え方 (P. 44)

契約書において中間成果物の著作権の帰属先が明記されており、それを踏まえて対価を含めた条件交渉をしているのであれば著作権の無償譲渡とみなされないことを明確化いただきたい。なお、契約締結時に全ての中間成果物をリストアップするのは難しいことから、必ずしも一つ一つ特定して交渉する必要がないことも併せて明確化いただきたい。

(4) 競争政策上の望ましい対応 (P. 49)

「十分協議した上で決定することが望ましい」との記載について、個別の取引ごとに詳細な交渉を実施することを求めるものと解される場合、実務上過大な負担となり、取引の迅速性や効率性を損なうおそれがある。特に、マーケティング素材やプログラム開発等の委託取引においては、定型的な契約条件に基づき多数の取引が反復継続的に行われることが一般的であり、全件個別交渉を前提とする運用は現実的ではない。また、標準契約書に基づく取引実務を前提とした運用が許容される旨が明確でない場合、事業者に過度なコンプライアンス対応を促し、結果として外部委託の抑制や取引機会の減少につながるおそれがある。

本記載は、必ずしも個別取引ごとに詳細な交渉を求める趣旨ではなく、反復継続的に行われる取引においては、初回契約時等において取引条件について十分な説明及び合意形成がなされている場合には、その後の個別取引については同一条件に基づく運用を行うことが許容される旨を明確化すべきである。その上で、相手方から合理的な修正の申し出があった場合には協議に応じる運用が確保されていることが重要である旨も併せて示すことが望ましいと思料する。

3 その他の行為類型

(2) 知財訴訟等のリスク転嫁

ア 基本的な考え方

(イ) 非侵害の保証及び調査負担の適正化 (P. 57)

発注者の指示に基づく業務における知財紛争の解決責任を受注者に一方的に転嫁することを問題としている。しかし、受注者が独立し

	<p>た専門家として自らの判断と裁量に基づきサービスを提供する場合、その成果物が第三者の知的財産権を侵害しないよう留意する義務を負うことは、専門家としての注意義務の範囲内であり、合理的な商慣習といえる。指針案は、発注者の具体的指示に従って製造・制作する場合と、受注者が独自の専門的判断に基づいてサービスを提供する場合との帰責構造の違いを十分に整理しておらず、後者における受注者の知財侵害回避責任の合理性について明確化すべきである。</p> <p>イ 基本的な対応方針</p> <p>(ア) 責任の所在の明確化 (P. 58)</p> <p>本項の記載は全て受注者に帰責事由がない場合に限っての記載という理解で <sup>そご</sup> 齟齬 ないか。受注者が独立した専門家として自らの判断と裁量に基づきサービスを提供する場合、その成果物が第三者の知的財産権を侵害しないよう留意する義務を負うことは、専門家としての注意義務の範囲内であり、合理的な商慣習といえる。現状の記載では、受注者に帰責事由がみられる場合においては、発注者側に責任転嫁することは許容されているようにも読めるため、ケースを限定するか記載ぶりを改める必要があると思料する。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
36	<p>第1 AI 開発者側が提供する価値の評価について</p> <p>1. 関連箇所</p> <p>第2・2(3)ア(ウ)①</p> <p>2. 意見</p> <p>AI 関連取引においては、相手方から提供されるデータ等に加え、AI 開発者側が提供する演算インフラ、基盤モデル、既存アルゴリズム、アーキテクチャ等の先行投資・研究開発上の貢献が、取引価値の重要</p>	<p>御意見第2の御指摘「(i)」も踏まえ、知財取引指針第2の2(1)イ「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分」の脚注に「なお、その場合であっても、当事者が、対価に包括された知的財産権等の範囲等（成果物に関連する権利・利用範囲・期間・譲渡とライセンスの別等）を認識できることが望ましい。」と追記する修正を行っています。</p> <p>また、御指摘の「(ii)」に関しては、取引によっては、成果物そのものに係る対価と当該知的財産権等の利用又は譲渡に係る対価とを</p>

<p>な構成要素となる場合が少なくない。</p> <p>第2 包括的な対価の設定について</p> <p>1. 関連箇所</p> <p>第2・2(2)</p> <p>2. 意見</p> <p>本指針（案）が示しているとおおり、取引の内容や性質、成果物の特性、知的財産権等の価値の把握可能性、当事者間の役割分担やリスク分配の在り方、業界の商慣習等に照らし、成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定することが合理的である場合の方が多い。</p> <p>そのため、あたかも包括的対価の設定それ自体が直ちに不適切であるとの理解が広がらないよう、(i) 当事者が、包括対価の中にどの範囲の知的財産権等の対価が含まれているか（成果物に関連する権利・利用範囲・期間・譲渡／ライセンス等）を認識できる形で説明・明確化しているか、(ii) 相手方から区分・説明を求められた場合に、丁寧な説明や必要に応じた協議の機会が付与されているか、(iii) 著しく低額な対価の一方的提示等、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える態様がないか、といった観点を重視する旨を、より明確に示すことが望ましいと考える。</p> <p>第3 交渉の実態の客観的な評価について</p> <p>1. 関連箇所</p> <p>「受け入れざるを得なかった」等の記載（15、21、36 頁等）。</p> <p>2. 意見</p>	<p>区別することが合理的かつ適切となる場合もあるため、双方が納得して合意するためにも、積極的に話し合いの場を設けることが望ましい旨を第2の2(2)カ「取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価の明確化」において示しており、加えて、御指摘の「(i)」ないし「(iii)」に関して、当事者間の認識の齟齬<sup>そご</sup>を防ぎ、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、書面で明示するなど、記録に残しておくことや当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定することが望ましい旨を示しており、御指摘の点を遵守することが期待されることは、明確であると考えます。</p> <p>御意見第3の「受け入れざるを得なかった」ことについては、相手方の主観的な認識のみによって決するものではなく、主として、要請を受け入れるまでのプロセス、契約の内容等の客観的事象を通じて主観的意図の存在を認定していくこととなります。</p> <p>御意見第4のひな形を活用した取引に関しては、一般論として、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、不利益な要請等を行う場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となり得ることに留意が必要です。</p> <p>また、個別の事案ごとに判断されるものであるため、一概にお示しすることは困難ですが、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定する等の対応が望ましいと考えており、望まれる対応を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。</p>
---	--

本指針（案）の事例では、相手方が修正協議に応じてもらえず「受け入れざるを得なかった」との記載が反復されるが、取引当事者が相手方の主観的事情を把握することには限界がある。実際、本指針（案）は、「一方的に」について、取引条件等に係る交渉が十分に行われな  
いときには相手方が一方的に決定されたものと認識しがちであること等を踏まえ、取引条件等を提示する際には当該条件等を提示した理由について十分に説明することが望ましい旨を明示している。また、競争政策上の望ましい対応として、取引条件を提示した理由について十分に説明し、十分協議した上で決定し、書面で明示し記録に残すことが望ましい旨を示している。

このように、本指針（案）自体、受け入れざるを得なかったか否かは、取引の相手方の主観的な感情や印象に基づいて貴委員会が判断するものではなく、交渉をめぐる客観的な状況に基づいて判断するものであることを示唆しているが、その旨が明記されていない。そこで、誠実な交渉の有無は、相手方の主観ではなく、本指針（案）が求める「提示理由の十分な説明」「十分協議」「記録化」に照らして、交渉の外形（説明・検討機会・代替案提示・協議期間等）を基準として評価されるべきであることを、指針上、より明確化することが望ましいと考える。

#### 第4 ひな形・標準条項の利用について

##### 1. 関連箇所

第2・1(4)第2・2(4)

##### 2. 意見

グローバルに通用されている標準的な契約条項について個社ごと

御意見第6の国際取引・外国事業者が関与する取引に関しては、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、独占禁止法上優越的地位の濫用として問題となり、このような独占禁止法違反となるリスクを未然に防止するため、指針においては、「競争政策上の望ましい対応」として、取引条件を提示した理由について十分に説明し、十分協議した上で決定し、書面で明示し記録に残すことが望ましい旨を示しているものであり、この考えは川上取引の内容により変わるものではありませんので、原案どおりとします。

なお、御意見第2の知的財産権等を含めた対価の設定方法に関しては、No.22の御意見に対する考え方も御参照ください。

御意見第5の「著作者人格権の不行使条項」に関しては、No.24の御意見に対する考え方を御参照ください。

その他については、御意見として承ります。

の変更を行うことが商慣習として非現実的なものであることは予測可能である。そのため、ひな形の契約が修正不可である旨を説明して、協議に応じないことが一律に望ましくない商慣習であると断じることとは、取引の実態や取引当事者の認識を反映しておらず、契約のひな形を活用してグローバルに事業を展開することを阻害する要因にもなり得る。

むしろ、本指針（案）は、法的リスクを未然に防止するため、取引条件を提示した理由について十分に説明するなど取引条件をあらかじめ明確にして十分協議した上で決定し、書面で明示するなど記録に残すことが望ましい旨を示しているとおりに（第2・1(4)、22-23頁、第2・2(4)、48-49頁）、実際に修正が行われるかどうかにかかわらず、あらかじめ、FAQ、ヘルプセンター、解説資料等の情報提供を充実させることで、条項の趣旨・根拠・適用場面の透明性が確保され、また、こうした資料が交渉過程でも参照されることで実際に取引の相手方がこれらの情報を認識することができる場合には、取引の相手方においてひな形のおりに応諾されたときでも、上記の「十分な説明」のうえで「十分協議した上で決定」されたものと言い得ることも明確にしておくことが重要であると考えます。

## 第5 著作者人格権の不行使特約について

### 1. 関連箇所

#### 第2・2(3)イ（エ）

### 2. 意見

広く日本の契約実務において参照されており、グローバルに展開される事業の契約においても、日本独特の調整・追記が必要なポイント

として認識されているにもかかわらず、著作者人格権の不行使条項のメリットやその実務慣行、経緯等についての何らの言及や留保もなく、単に当該不行使条項が（交渉経緯次第で）優越的地位の濫用として問題となり得るとの記載を本指針（案）に盛り込むことは、既存の契約実務への抜本的な変更を要請するかのようであり、過大な示唆・介入になるおそれがある。実際、これまでの貴委員会の指針等において、当該不行使条項が優越的地位の濫用になり得る旨を示されたものはなく、新たな独禁法違反のある行為類型を示す際には、慎重な分析や記載が求められる。

そのため、著作者人格権不行使条項のメリット等についても明記したうえで、その条項の設定それ自体が直ちに優越的地位の濫用として問題となる趣旨ではなく、一定の「協議交渉が十分」に行われている等の場合には、むしろ優越的地位の濫用等として問題となるものではない旨を明確化する必要があると考える。

また、そもそも、「取引の相手方が著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合」であるかは、取引の相手方の心中を推し量ることのできない事業者にとっては、判断し難い事情である。さらに、仮に契約時点では「取引の相手方が著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合」ではなかったとしても、契約締結後、当該相手方において著作者人格権の行使が必要と感じた場合には、協議を行い、対価についてまで見直さなければ優越的地位の濫用に該当するおそれが生じ得るとすれば、取引の相手方における著作者人格権の行使の必要性を考慮要素と記載することは、事業者に対して著作者との契約を行うインセンティブを著しく損ねるものであり、適切ではないと考える。

	<p>第6 国際取引・外国事業者との取引への適用の明確化について</p> <p>1. 関連箇所</p> <p>第1・1、2頁、第1・2</p> <p>2. 意見</p> <p>国際取引・外国事業者が関与する取引では、国・地域ごとの契約慣行や規制対応が異なる結果、同一企業が、①半導体チップ等の川上の海外サプライヤーからは強硬な条件を受け入れざるを得なくなる一方、②川下の日本国内では取引先に対し説明・協議・記録化を求められるなど、契約実務上「板挟み」となり得る。</p> <p>したがって、(i) 当該川下の国内向け取引が国際的なサプライチェーンの制約（川上における条件の拘束、当該事業者における調整の余地の有無等）の下で行われているか、(ii) その制約の下で可能な限りにおいて、国内の取引の相手方に対する説明・協議機会の付与や、選択肢提示・記録化等の補完措置を講じているものであり、国内の取引相手方からの要求が事実上不可能を強いるものとなっていないか、といった事情を考慮し得る旨を補足、追記することが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
37	<p>本指針（案）の作成に関し、関係者の皆様が知見を提供し、時間と労力をかけて作業いただいたことに敬意と謝意を表します。</p> <p>1. この指針案は、企業取引研究会の知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書に基づいて作成されたものと承知しています。特に、同報告書の「中小企業の競争力強化と知的財産権等に係るリテラシーの向上」（特にこんなことをすれば違法となる場合があることの紹介）</p>	<p>御意見1を踏まえ、「はじめに」における知財取引指針の目的の記載について、「本指針は、これらの内容を踏まえ、知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進することを目的として、独占禁止法上の考え方のほか、適切な取引を実施する上での対応策や契約書ひな形等を示したものである。」と事業者のリテラシー向上について言及する修正を行っ</p>

を主目的としているように見られます（本文に、知的財産権等を吸い上げる側と目される大企業の行動指針の記載がほとんどありませんので）。そうであれば、「はじめに」において本指針案が特に中小企業のリテラシーの向上を主目的としている点を強調すべきと考えます。また、大企業側にとって、どこまでの行動が問題とならず、どこまでは問題とならないかという点の予測可能性を高めるまさに「ガイドライン」の策定を今後行うことを明記すべきと考えます。そしてそれは知財等を吸い上げられる中小企業にとっても有益です）。本指針案の「問題となりうる事例」は、例えば「一方的に」要請した、開示させられたなどの濫用と目されるべき行動の結論を先取りしており、どうすれば一方的で、どうすれば一方的でないかという実務において行動をとる際の指針足りえません。

2. 「あるべき姿」の法的根拠が不明で、法律論ではなく、モラル、イデオロギーの話になっています。そのため、大企業、中小企業にとって、実際の交渉の際の行動指針足りえませんし、そうなっていなかった場合のペナルティも不明です。

3. 中小企業庁・特許庁担当部分である「基本的な考え方」及び「基本的な対応方針」と、公正取引委員会担当部分である「独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例」及び「競争政策上の望ましい対応」が相互に対応、整合していない部分が多くあるように思われます。とりわけ、中小企業庁・特許庁担当部分は取引開始前、情報開示等の要求前の中小企業の注意事項を念頭に記載されているようですが、公正取引委員会担当部分には、取引開始前の事案と、取引継続中の事案が

ています。

なお、知財取引指針は、「基本的な考え方」、「基本的な対応方針」、「競争政策上の望ましい対応」及び「実践例」において、取引当事者両者に遵守されることが期待される考え方を示しており、「大企業」など、特定の事業者や業種を対象を絞らず、事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等に関し、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を示したものです。

また、「一方的に」については、個別の事例ごとに判断されるものであるため、原案どおりとしますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。

なお、知財取引指針第2の2(3)イ(ア)①「独占禁止法等の考え方」の脚注に記載のとおり、「一方的に」と取引の相手方に認識されることを防ぐため、取引の条件等については、十分に説明することが望まれます。

なお、独占禁止法違反となるリスクを未然防止する観点からは、当事者間で取引条件について、十分に協議した上で決定する等の対応が望ましいと考えており、望まれる対応を知財取引指針の「競争政策上の望ましい対応」において示しています。

御意見2に関して、知財取引指針は、知的財産取引適正化ワーキンググループでの議論のほか、令和7年度の知的財産権等に関する実態調査報告書に基づき、既存の指針等の内容や考え方も適宜引用しながら、知的財産取引に関する業種横断的な考え方を示したものです。具体的には、特定の法令にかかわらず総論的な観点から、あるべき姿や注意すべき事項を「基本的な考え方」として示した上で、「基本的な

	<p>混在し、順序も整理されていないように見受けられます。</p> <p>【個人】</p>	<p>対応方針」として、基本的な考え方を実現するための方策を示しており、知財取引指針が広く普及し、遵守されることが期待されます。</p> <p>また、御意見3に関して、知財取引指針では、特定の法令にかかわらず総論的な視点から、「1 情報の管理」、「2 知的財産権等の価値の適切な評価」及び「3 その他の行為類型」の各項目において、上記の「基本的な考え方」及び「基本的な対応方針」を示した上、各項目に関し、令和7年度に実施した知的財産権・ノウハウ・データの取引に関する実態調査等で確認した事例に基づき、独占禁止法・競争政策の観点から、独占禁止法の優越的地位の濫用を中心に「独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例」を示した上で、「競争政策上の望ましい対応」について整理し、加えて、「実践例」として、「基本的な対応方針」及び「競争政策上の望ましい対応」に向けて参考になると考えられる事例を掲載しています。</p> <p>御指摘の取引段階に応じた整理に関して、知財取引指針が対象とする知的財産権等に関して示す独占禁止法上の考え方に関しては、特定の取引段階のみを対象とするものではなく、全ての取引段階を通じて遵守されることが期待されるものであること等を踏まえれば、原案どおりの整理が適当であると考えますが、御意見については今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>その他については、御意見として承ります。</p>
38	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>1 本意見書は、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)及び「契約書ひな形」(案)が想定する取引実務の多くの局面において、弁護士(特に知的財産・</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見を踏まえ、知財取引指針の周知・啓発に努めてまいります。</p>

データ取引を取り扱う弁護士）が関与することが有用かつ適切である点を確認し、専門家への適切な相談の重要性を周知・普及することを提言するものである。

2 また、本指針（案）において、活用可能な相談窓口として当会が例示されていることも踏まえ、そのような専門家による相談窓口の活用が実務上有益である旨に賛同する。

3 当会は、本指針（案）が想定する取引実務に関わるべき専門家の全国ネットワークとして、同指針の理解促進・普及活動に尽力することを表明する。

## 第2 意見の理由

本指針（案）が想定する局面において弁護士の関与が適切であること

本指針（案）の想定する取引の場面においては、法的評価や取引実務、契約実務が密接に交錯する論点が多数含まれている。例えば、以下の3つの局面では、当事者双方が弁護士に相談しつつ関与を得ることが、紛争の未然防止と適正な取引関係の維持に資する。

- (1) 秘密情報の取扱い・秘密保持契約（NDA）の締結・運用
- (2) ノウハウ等の一方的な開示要請（技術情報等）への対応
- (3) 設計図面・設計／加工データや産業データの取扱い（開示・利用・二次利用）

## 結語

以上のとおり、当会は、本指針（案）が対象とする知的財産権・ノウハウ・データ取引において、当事者が早期に専門家（特に弁護士）に適切に相談することの重要性を改めて確認する。当会は、今後、契約締結・運用の実務や紛争予防の観点から、本指針（案）の趣旨が実

	<p>務に浸透するよう、研修・情報発信等の普及活動に尽力する所存である。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
--	---	--

(2) 「契約書ひな形」案に対する意見について

No	意見の概要	考え方
39	<p>「現場ノウハウ」を評価の核に (PDF 第2の1 (1) イ 関連)</p> <p>特許や図面は氷山の一角に過ぎない。その土台となる数値化しきれない現場の勘や試行錯誤 (現場ノウハウ)こそが技術の「根本」である。指針において、この不可視なノウハウの無償提供を強いる行為を厳格に禁止し、その有償性を徹底させるべきである。</p> <p>大企業の「不当な低評価」に対する公的防衛 (PDF 第2の2 (3) ア 関連)</p> <p>発注者が「大した技術ではない」と主観的に技術価値を否定し、対価を一方向的に押し下げる行為は、情報の格差を悪用した不公正な取引である。消費者保護の視点に立ち、特許庁の判定制度等を応用した「公的な第三者評価・仲裁機構」の介在を指針に盛り込み、根拠なき低評価による買い叩きを実効的に阻止すべきである。成功の果実を分かち合う「インセンティブ」の保証 (PDF 第2の2 (1) ア 関連)</p> <p>青色 LED 裁判の教訓が示すとおり、画期的な発明が「最初の一括払い」だけで安く買い切られ、後の独占的利益が技術者に還元されない現状は、日本の創造性を枯渇させる。市場で技術が「はねた」際、後からロイヤリティ方式へ変更したり、マイルストーン達成時に追加対価を支払う「事後的調整」を可能にしたりする契約条項を、附属のひな形に標準化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>対価設定の事後的調整を可能にする契約条項を附属のひな形に標準化すべきとの御意見については、取引の実態や知的財産権等の性質に応じて、複数の合理的な考え方があり得ること (知財取引指針第2の2 (1) ア)に鑑み、特定の方式による標準化は行わず、原案どおりとします。</p> <p>その他、知財取引指針に関しては、No. 6の御意見に対する考え方を御参照ください。</p>
40	<p>契約ひな形のバリエーションを増やすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見として承ります。</p>

41	<p>契約書ひな形（案）は「知的財産に係る取引を行うに当たり注意すべきポイントをまとめたもの」とされていますが、ひな形という以上、実務上ある程度ベンチマークとして機能することが想定されます。そのため、開発委託契約や製造委託契約の具体例（元になる契約）が示されず、「知的財産権等の取扱いに関する契約書」のひな形（案）のみを切り出して提示することは、示すべき情報について網羅性を欠き、実際の契約交渉をミスリードするおそれがあるため、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>また、各ひな形（案）において、知財権の取引条件について「別途協議」とする規定が多用されている点についても懸念があります。成果に係る知財権の帰属や実施可否および実施条件といった基本的な事項が先送りされると、当事者双方において将来事業の見通しが立たず、取引自体が停滞・不成立となるおそれがあります。また、「取引を開始した後に「予期せぬ交渉」が発生しない状態を契約によって実現する」という本指針（案）の考え方との関係でも、必ずしも整合的とはいえない面があると考えます。</p> <p>契約書ひな形（案）を示すのであれば、そのような基本的事項について「別途協議」とすることは避けると共に、特許法等の既存法制度の原則を踏まえ、原則から外れる規定を設ける場合は、その理由や背景についても解説を加えていただき、契約条件に関する当事者双方の理解と協議が促進されるものにするのを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>開発委託契約や製造委託契約の具体例（元になる契約）に係る御意見については、当該契約と同様の条項を有する場合に限り利用可能であるとの誤解を招くおそれがあり、また、「別途協議」に係る御意見については、契約時には確定できない事項に関する規定であるため、原案どおりとします。</p>
42	<p>「契約書ひな形」案 P8 共同開発契約書 第8条第4項について 当該第8条第4項は、いわゆる不実施補償を定めていると思われます。不実施補償については、大学や研究機関のような不実施主体と事</p>	<p>御指摘の「無用な混乱」については、実費等を不実施補償の名目で請求する事に関する記載であり、共同開発契約書ひな形第8条4項とは趣旨が異なるため、原案どおりとします。</p>

	<p>業者間との交渉において不要な議論を生む可能性があり、オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OI モデル契約書）（令和5年5月、令和7年4月特許庁）の共同研究開発契約書（大学編：大学・事業会社）〈引用1)参照〉P26 20行目においても、「不実施補償をめぐる無用な混乱を生じさせないことは、両者にとって望ましい運用といえよう」と記載されております。そのため、当該第8条第4項については削除、もしくは、OI モデル契約書における内容と整合性が取れた内容に修正いただくことを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	
43	<p>本指針は附属資料として秘密保持契約書、開発委託契約書、製造委託契約書、共同開発契約書のひな形を掲載しているが、イラスト・デザイン・写真・文章等の情報成果物作成委託に対応した契約書ひな形が含まれていない。</p> <p>文化庁が実務研修会において公開している契約書ひな形への案内はない。</p> <p>情報成果物作成委託に従事するフリーランスのクリエイターが本指針を実務で活用するためには、附属資料への情報成果物向け契約書ひな形の追加、又は上記文化庁ページの明示的な参照先としての追記を求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>附属資料の契約書ひな形は、多くの産業において汎用的に活用いただくことを想定しており、原案どおりとします。</p> <p>その他、知財取引指針に関しては、No. 11 の御意見に対する考え方を御参照ください。</p>
44	<p>契約書ひな形（案）において、センシティブデータに関する特則条項を設けることを提案します。具体的には、利用期間の上限設定、目的外利用の禁止、適切な安全管理措置、関係終了時の削除義務およびその確認方法等を明記することが考えられます。</p>	<p>附属資料の契約書ひな形は、データの性質等の実態に応じて汎用的に活用いただくことが望ましく、原案どおりとします。</p>

		【匿名】
45	<p>ひな型 共同開発契約書第8条第1項・第2項 について</p> <p>相手方の秘密情報に依拠していることを理由に、単独出願禁止を課し、両当事者間での共有を原則とする設計は、特許法上の発明者帰属という原則と異なる。特許法の原則と異なる規定を設けることは避け、特許法の発明者帰属の規定に沿って共同発明に該当する場合のみ共有となることを原則とすべきと考える。現状のひな形案における、相手方の秘密情報に依拠した場合には原則共有とする規定は、特定のユースケースを想定したものと考えられるため、オプションとして記載し、適用場面を解説で明確化することを提案する。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>共同開発契約では、自社と相手方の双方が発明等に貢献し、その発明等が相手方から提供された秘密情報に依拠して得られた場合は共有となるため、法の規定に沿ったものであり、原案どおりとします。</p>
46	<p>ひな型 共同開発契約書第8条第3項 について</p> <p>共有の知的財産権に係る発明等の自己実施について、条件や費用を別途協議とすると、甲乙共に将来の事業活動の見通しが立たなくなるおそれがある。共有の知的財産権に係る発明等については、特許法の規定どおり、少なくとも各当事者が自ら実施できる基本ルールを明記し、一方当事者による独占実施等の特別な場合のみ、独占実施の可否を含め協議とする選択肢を提示することを提案する。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>発明等の実施については多様なケースが想定されるため、「別途協議」とした原案どおりとします。</p>
47	<p>ひな型 共同開発契約書 第8条第4項 について</p>	<p>附属資料ひな形 共同開発契約書 第8条第4項に関しては、No. 42の御意見に対する考え方を御参照ください。</p>

	<p>不実施補償に関する規定が置かれている点について、大学や研究機関等の不実施主体との共同研究における交渉を複雑化させる可能性がある。</p> <p>この点については、オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（01 モデル契約書）（令和5年5月、令和7年4月特許庁）の共同研究開発契約書（大学編：大学・事業会社）P26 20行目においても、「不実施補償をめぐる無用な混乱を生じさせないことは、両者にとって望ましい運用といえよう」と記載されている。</p> <p>このような他の政策文書との整合性の観点からも、当該第8条第4項について、記載内容の修正をご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
48	<p>ひな型 知的財産権等の取扱いに関する契約書（開発委託契約）第2条第3項、第5項 について</p> <p>契約書ひな形における「知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）」では、委託後にこれを締結して知的財産権等の取扱いを定めることが想定されているように見受けられる（第2条第1項等）が、本指針にも記載されている” 予期せぬ交渉” の発生を回避するためにも、開発委託契約の中で知的財産権等の取扱いについても一緒に定めることが通常であり且つ重要である旨をコメントとして明記してほしい。</p> <p>また、受注者の固有知的財産権等の実施について別途協議で定めるとすると、発注者は委託業務の完了後にその成果の利用の見通しがたかない事態に陥る可能性がある。別途協議とせず、固有知的財産権等が必要となった場合でも委託者による成果の利用を阻害しないよう委託</p>	<p>開発委託契約の中で知的財産権等の取扱いについても一緒に定めることが通常かつ重要である旨の御意見については、ひな形のコメントにおいて「開発委託契約を締結する際」と記載しており、また、「別途協議」に係る御意見については、契約時には確定できない事項に関する規定であるため、原案どおりとします。</p>

	<p>前に規定することを推奨するとともに、基本的な許諾条件（非独占・目的限定等）の選択肢を示すことを提案する。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
49	<p>ひな型 知的財産権等の取扱いに関する契約書（開発委託契約）について</p> <p>「知的財産権等の取扱いに関する契約書（開発委託契約）」においては、第三者との紛争対応の規定がありません。</p> <p>共同開発契約（第12条第2項）や製造委託契約（第8条規定）には規定されているため、開発委託契約においても、紛争が生じた場合の契約相手方への通知や対応協議について規定することを提案いたします。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>開発委託契約のひな形においては、発注者のみが事業を実施することを想定しているため、原案どおりとします。</p>
50	<p>ひな型 知的財産権等の取扱いに関する契約書（製造委託契約）第5条について</p> <p>「相手方の秘密情報に依拠しないでなされた発明等に係る知的財産権」は「固有知的財産権等」の定義に含まれると考えられ、また、相手方の秘密情報に何らの依拠もせずに独自になされた発明等であれば、当該発明等をなした者に帰属するのは法の原則どおりであるので、規定を設ける必要はないのではないか。もし相手方の秘密情報に依拠しないでなされた発明等の取扱いを規定するのであれば、依拠した発明等の取扱いも明確化した方がよい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>製造委託契約ひな形第5条の「発明等」には、「その他の人間の創造的活動により生み出されるもの」も含まれており、その帰属は法の規定で明確であるとは限らず、当該条項によりその帰属を規定しているため、原案どおりとします。</p>

51	<p>契約書ひな形案第 16 頁の注に、「専用実施権を設定する」の文言がありますが、専用実施権は特許権、実用新案権、意匠権について規定された制度で、少なくとも著作権については専用実施権は設定できません。また、独占的通常実施権で足りるケースも多いと考えます。従ってこの箇所では、専用実施権の他、独占的通常実施権、独占的な使用許諾なども意識して、いくつかの文言を並列で記載するとよいのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>御意見を踏まえ、開発委託契約ひな形第 5 条 1 項の注釈の「乙に帰属するが、甲に対して専用実施権を設定するものとする」との記述を、「乙に帰属するが、甲に対して専用実施権、独占的通常実施権等を設定又は許諾するものとする」に変更する修正を加えています。</p>
52	<p>● 該当箇所：契約書ひな形案「秘密保持契約書」第 4 条（知的財産権）</p> <p>● 意見内容：秘密保持義務と知的財産権の帰属は本来別個の法的論点であり、契約類型としても明確に区別されるよう要望します。ひな形のコメント欄においても「知的財産権等の権利やその他何らかの成果が期待されるような取り組みを行う場合には、共同研究契約や開発委託契約等を締結することが推奨されます」と記載されているとおり、知的財産権の取扱いが問題となる取引については専門的な契約を別途締結すべきであると考えます。秘密保持契約に知的財産権条項を含めることは、契約目的の混同、交渉の複雑化を招くため、契約書ひな形からは第 4 条（知的財産権）を削除し、秘密保持契約は秘密保持義務に特化した内容とすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>取引の可能性を検討する段階であっても、踏み込んだ検討を行わざるを得ない場合もあり、知的財産権の取扱いを決めておく必要があるため、原案どおりとします。</p>
53	<p>秘密保持契約書ひな形（附属資料 01）</p> <p>■ 第 2 条 1 項についての意見</p> <p>NDA ひな形（附属資料 01）は「口頭開示後 30 日以内の書面通知」を秘密情報として認める設計ですが、アドバイザー・壁打ちセッション</p>	<p>秘密保持契約書ひな形第 2 条 1 項に関する御意見について、同ひな形のオプション条項第 2 条では、秘密情報の範囲を包括的に指定する場合の規定も準備されており、御指摘の取引方法についても対応可能と考えます。</p>

ンでは双方向かつリアルタイムに情報が交わされるため、毎回の書面化は実務上困難です。「当該取引に関連して開示されたすべての情報を秘密情報とみなす」方式のオプション条項またはひな形バリエーションを設けることを要望します。

■第3条3項についての意見

再委託先（フリーランス等外部個人）への秘密情報開示に関する手続き・責任分配を定めた条項オプションをひな形に整備することを要望します。

NDA ひな形は「子会社・親会社・関連会社」への開示を事前承諾で可能としていますが、外部個人（フリーランス）への開示については明示的な規定がありません。業務上必要な範囲で発注者の秘密情報をフリーランスと共有する際の手続きと責任範囲が曖昧になります。

知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書ひな形（附属資料 03）

■第2条3項についての意見

受託者が従前保有する知的財産（固有知財）の事前特定については、実務上の負担を考慮し、個別具体的な目録の作成だけでなく、包括的なカテゴリ記述といった抽象的なカテゴリ指定による留保についても、有効な合意として認めることを要望します。

共同開発契約ひな形（附属資料 02）では、契約前から当事者が保有する技術・知財を「固有知的財産権」として別紙で特定することが前提となっています。フリーランスとの短期・スポット案件では、この事前特定作業自体が双方にとって過大な取引コストになります。

同ひな形第3条3項に関する御意見について、外部個人（フリーランス）は同条1項の「第三者」に該当し、開示者による事前の書面承諾が情報開示の要件となり、取扱いは既に明確であると考えます。

開発委託契約書ひな形第2条3項に関する御意見について、ここで別途書面により確認する知的財産権は「登録された」もの、すなわち特許権等の原簿で管理する権利のことであり、これを書面で確認することは十分可能なことと考えます。

同ひな形第5条1項に関する御意見について、著作者人格権の不行使条項の設定は、当事者間で当該条件等について十分な協議を行った上で決定することが望ましいと考えます。

以上のことから、原案どおりとします。

その他、知財取引指針に関しては、No. 25 の御意見に対する考え方を御参照ください。

	<p>■第5条1項についての意見</p> <p>著作者人格権（公表権・氏名表示権・同一性保持権）の不行使条項もオプション条項として規定いただきたいです。</p> <p>また、著作者人格権の不行使合意について、一律に優越的地位の濫用とするのではなく、業務の性質上必要であり、かつ『適切な対価が支払われている場合における限定的な不行使合意』については、正常な商慣習に照らして濫用には該当しないことを明示いただきたいです。</p> <p>特に準委任型の業務委託契約においては、受注者は、発注者のために創作等を行うことが想定されており、「受注者が単独で著作者人格権の行使を必要とする」ことが実務上は想定されづらいです。</p> <p>著作者人格権、とりわけ「同一性保持権」が行使された場合、発注者は納入物に対して、ビジネス上当然に想定される軽微な変更すら、個別の承諾を得る必要が生じます。とりわけ基幹インフラ等のシステム運用保守や広告記事・デザイン制作などを委託するメディア運営等においては、迅速な対応が求められるにも関わらず阻害要因となるおそれがあります。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	
54	<p>「契約書ひな形」案 秘密保持契約書 第4条</p> <p>秘密保持義務と知的財産権の帰属は本来別個の法的論点であり、契約類型としても明確に区別していただきたい。ひな形のコメント欄においても『知的財産権等の権利そのものがあらかじめの取扱いが明確とされるような取り組みを行う場合には、共同研究契約や開発委託契約等を締結することが推奨される』と記載されているとおり、知的財</p>	<p>秘密保持契約書ひな形第4条に関しては、No. 52の御意見に対する考え方を御参照ください。</p>

産権の取扱いが問題となる取引については専門的な契約を別途締結すべき。秘密保持契約に知的財産権条項を含めることは、契約目的の混同、交渉の複雑化を招くため、契約書ひな形からは第4条(知的財産権)を削除し、秘密保持契約は秘密保持義務に特化した内容としていただきたい。

【団体】

※ 上記のほか、本件に直接関係のない御意見等を2件頂きました。